

静岡市森林整備計画書

計画期間

〔自 令和 2年4月 1日
至 令和12年3月31日〕

(変更 令和5年3月31日)

静岡県
静岡市

はじめに

静岡市森林整備計画（以下、「本計画」という。）は、森林法（以下「法」という。）第10条の5の規定により、本市内の森林を適切に整備していくことを目的として、本市における森林・林業関連施策の方向を示すとともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針等を定めたものです。森林所有者等が作成する森林経営計画は、本計画の内容に照らして市長等が認定します。

なお、本計画の対象となる森林は、県が定める静岡地域森林計画の対象森林です。本計画の期間中に、静岡地域森林計画が変更され、地域森林計画の対象森林が変更になった場合は、本計画の対象森林も同様に変更されたものとみなします。その際、新たに計画の対象に加わった森林は、周辺の森林と同様の計画内容が適用されます。

なお、本計画は令和5年4月1日から効力を生じます。

<目 次>

| | |
|----------------------------------------|-----|
| I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 | … 1 |
| 第1 森林整備の現状と課題 | … 1 |
| 第2 森林整備の基本方針 | … 2 |
| 1 森林の機能と望ましい姿 | |
| 2 森林整備の基本的な考え方 | |
| 3 地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定 | |
| 4 その他必要な事項 | |
| 第3 森林施業の合理化に関する基本方針 | …19 |
| 1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進 | |
| 2 森林施業の共同化の促進 | |
| 3 林業に従事する者の養成及び育成・確保 | |
| II 森林整備の方法に関する事項 | …20 |
| 第1 伐採に関する事項 | …20 |
| 1 伐採の方法 | |
| 2 標準伐期齢 | |
| 3 その他必要な事項 | |
| 第2 造林に関する事項 | …23 |
| 1 人工造林に関する事項 | |
| 2 天然更新に関する事項 | |
| 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 | |
| 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準 | |
| 第3 保育・間伐に関する事項 | …30 |
| 1 保育の作業種別の標準的な方法 | |
| 2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法 | |
| 3 計画期間内に間伐を実施する必要がある森林 | |
| 第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 | …33 |
| 1 作業路網の整備に関する事項 | |
| 2 その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 | |
| 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 | …36 |
| 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針 | |
| 2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策 | |
| 3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 | |
| 4 森林経営管理制度の活用に関する事項 | |
| 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項 | …37 |
| 1 森林施業の共同化の促進に関する方針 | |
| 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 | |
| 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 | |
| 第7 その他森林整備に関する必要な事項 | …38 |
| 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 | |
| 2 林業機械の導入の促進に関する事項 | |
| 3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項 | |

| | |
|---------------------------------------|-----|
| III 森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項 | …40 |
| 第1 森林の病害虫の駆除又は予防の方法等 | …40 |
| 1 森林病害虫の駆除並びに予防の方針及び方法 | |
| 2 森林病害虫の駆除及び予防の体制作りの方針 | |
| 第2 鳥獣による森林被害対策の方法 | …41 |
| 1 鳥獣害防止森林区域の設定 | |
| 2 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法 | |
| 3 その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法 | |
| 4 鳥獣害防止の方法の実施状況の確認等 | |
| 5 その他必要な事項 | |
| 第3 林野火災の予防の方法 | …43 |
| 第4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 | …43 |
| 第5 その他必要な事項 | …43 |
| 1 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分 | |
| 2 その他 | |
| IV 森林の保健機能の増進に関する事項 | …44 |
| 第1 保健機能森林の区域 | …44 |
| 第2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法 | …45 |
| 第3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備 | …45 |
| 1 森林保健施設の整備 | |
| 2 立木の期待平均樹高 | |
| 第4 その他必要な事項 | …46 |
| V その他森林の整備のために必要な事項 | …47 |
| 第1 森林経営計画の作成に関する事項 | …47 |
| 1 森林経営計画の記載内容に関する事項 | |
| 2 一体整備相当区域 | |
| 第2 生活環境の整備に関する事項 | …48 |
| 第3 森林整備を通じた地域振興に関する事項 | …48 |
| 第4 森林の総合利用の推進に関する事項 | …48 |
| 第5 住民参加による森林の整備に関する事項 | …49 |
| 1 地域住民参加による取組 | |
| 2 上下流連携による取組 | |
| 第6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 | …49 |
| 第7 その他必要な事項 | …51 |
| 1 施業の制限を受けている森林に関する事項 | |
| 2 森林の土地の保全に関して留意すべき事項 | |
| 3 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項 | |
| 4 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項 | |
| 5 公有林の整備に関する事項 | |
| 6 木材および木質バイオマスの利用促進 | |
| 7 森林認証制度に関する事項 | |

8 良好な森林景観の形成に関する事項



オクシズ PR キャラクター きのことくん

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

(法第 10 条の 5 第 2 項第 1 号及び第 5 号)

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、健全な森林資源を維持造成することを旨として、森林整備の基本方針、森林施業の合理化に関する基本方針等を定める。

第 1 森林整備の現状と課題

本市は静岡県のほぼ中央に位置し、北は南アルプスの 3,000m 級の山岳地帯を背景に、南は駿河湾を臨み、安倍川流域、興津川流域、大井川上流地域を包括している。

本市の総面積は 141,183ha で、そのうち森林面積は 107,123ha(民有林 102,890ha、国有林 4,233ha)、総面積の 76% を占めている。

本市の森林は、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯をはじめ、南アルプス国立公園の 3,000m 級の山々から続く天然性の樹林帯や、地域住民の生活に密着した里山林、さらには観光名所ともなっている海岸林と変化に富んだ林分構成になっている。

民有林面積は 102,890ha、このうちヒノキをはじめとする人工林は 45,583ha であり、人工林率 44%、天然林率 49% である。また、人工林のうち、36 年生以上の利用可能な林分が 43,153ha、94% を占め、そのうち標準伐期齢(45 年生以上) を超えた林分が 89% あり、資源として十分成熟しており、今後、木材の利用拡大が重要となる。しかし、林業を取り巻く環境は材価の低迷など依然として厳しい状況にある。

そのため、計画的な間伐、保育等の実施をはじめ、その基盤となる路網の整備、さらには森林組合や林業経営体、後継者の育成などを進め低コストでの林業経営を目指し、関連施策の積極的活用を図りながら、持続可能な森林経営と地域の実情に応じた森林整備を推進することが望まれる。

また、森林には、水源の涵養、山地災害の防止、地球温暖化の防止など、さまざまな公益的機能がある。本市ではこれらの機能を持つ森林を市民の共有財産であると考え、「森林環境基金」を創設している。カーボンニュートラルに寄与する森林吸収源の確保や近年頻発する集中豪雨等による災害への対策等、森林を健全な姿に保つ必要性は増しており、森林を次の世代に伝えていくため、様々な取り組みを実施している。



森林環境基金による高性能林業機械の導入支援



公共建築物等での市産材活用の推進

さらに、「静岡市公共建築物等における市産材等木材利用促進に関する基本方針」に基づき、公共建築物等の木造・木質化に努め、静岡市産材の需要拡大施策を展開している。

第2 森林整備の基本方針

1 森林の機能と望ましい姿

森林の持つ様々な機能は、主に「木材等生産機能」、「水源涵養機能」、「山地災害防止機能／土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」の7つに分類されており、このうち、水源涵養機能から生物多様性保全機能までの6つの機能は、人々の生活や周囲の環境に広く寄与することから「森林の公益的機能」と呼ばれている。

ここでは、それぞれの森林の機能とその機能の發揮の上から望ましい森林の姿を表1-2-1に示す。

表1-2-1 森林の機能と望ましい森林の姿

| 機能 | 働き | 機能発揮の上から望ましい森林の姿 |
|-------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公益的機能 | 木材等生産機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・林木の生育に適した森林土壤を有している。 ・適正な密度を保ち、形質の良好な林木になり、成長量が大きい。 ・林道等の生産基盤が適切に整備されている。 |
| | 水源涵養機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有している。 ・下層植生とともに樹木の根が発達している。 |
| | 山地災害防止機能／土壌保全機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が深く広く発達し、土壤を保持する能力に優れている。 ・適度な光が差し込み、下層植生が発達している。 ・必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている。 |
| | 快適環境形成機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高い。 |
| | 保健・レクリエーション機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している。 ・身近な自然として又は自然とのふれあいの場として適切に管理されている。 ・必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている。 |
| | 文化機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している。 ・必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている。 |
| | 生物多様性保全機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・原生的な森林生態系を保持している。 ・学術的に貴重な生物種が生育・生息している。 |

2 森林整備の基本的な考え方

(1) 森林の機能別の区域

表1-2-1に示した森林の機能を特に發揮する必要のある森林について、森林の機能の維持増進を図るための森林として表1-2-2のとおり定める。

表1-2-2 森林の機能別の区域

| 機能 | 森林の機能別の区域 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 木材等生産機能 | 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「木材等生産機能維持増進森林」) |
| 公益的機能別施業森林 | 水源涵養機能 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「水源涵養機能維持増進森林」) |
| | 山地災害防止機能 土壤保全機能 土地に関する災害の防止機能及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林」) |
| | 快適環境形成機能 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「快適環境形成機能維持増進森林」) |
| | 保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「保健文化機能維持増進森林」) |

(2) 森林施業の方法（施業種）

森林の機能の維持増進を図るための森林における施業の方法（以下、「施業種」という。）を表1-2-3のとおり定め、施業種ごとの主伐の時期の下限を表1-2-4のとおり定める。また、風致の優れた森林の維持又は造成に必要な樹種を特定広葉樹として、表1-2-5にその樹種と施業の方法を定める。

表1-2-3 施業の方法（施業種）

| 区域 | 施業種 | 主伐 | 間伐 |
|---------------------------------------------------------------------------|----------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 木材等生産機能維持増進森林 木材等生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林（以下、「特に効率的な施業が可能な森林」） | 通常伐期 | IIの第1に示す「伐採に関する事項」のとおりとする。 | |
| 水源涵養機能維持増進森林 | 伐期の延長 | 主伐の時期は、公益的機能を高度に發揮させるために、おおむね標準伐期齢に10年加えた林齡以上とし、その下限を表1-2-4に示す。 | IIの第3の2「間伐を実施すべき標準的な林齡及び標準的な間伐の方法」に示すとおりとする。 |
| 山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林 快適環境形成機能維持増進森林 保健文化機能維持増進森林 | 長伐期 | 主伐の時期は、公益的機能を高度に發揮させるために、おおむね標準伐期齢の2倍の林齡以上とし、その下限を表1-2-4に示す。 | |
| 保健文化機能維持増進森林 | 特定広葉樹の育成 | 保健文化機能維持増進森林で、特に地域独自の景観等が求められる森林においては、表1-2-5に示す特定広葉樹育成施業を行うこととする。 | |

※ ただし、(1)に定める森林の区域が重複した森林では、制約が高い施業の方法を適用する。例えば、「水源涵養機能維持増進森林」（施業種は「伐期の延長」）と「山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林」（施業種は「長伐期」）の区域が重複した場合、伐期は「標準伐期の2倍の林齡以上」とする。

表1-2-4 主伐の時期（伐期齢）の下限

| 施業種 | 樹種（林齢） | | | | | | | |
|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | スギ | ヒノキ | マツ | テーダ マツ | モミ ツガ | その他 針葉樹 | クヌギ コナラ | その他 広葉樹 |
| 通常伐期 | 40 | 45 | 35 | 30 | 50 | 50 | 15 | 25 |
| 伐期の延長 | 50 | 55 | 45 | 40 | 60 | 60 | 25 | 35 |
| 長伐期 (人工林) | 64 (40×2×0.8) | 72 (45×2×0.8) | 56 (35×2×0.8) | 48 (30×2×0.8) | 80 (50×2×0.8) | 80 (50×2×0.8) | 24 (15×2×0.8) | 40 (25×2×0.8) |
| 長伐期 (人工林以外) | 80 | 90 | 70 | 60 | 100 | 100 | 30 | 50 |

※1 マツはクロマツ及びアカマツを指す。

※2 標準伐期齢は、IIの第1の表2-1-3を参照

※3 長伐期施業林のうち、人工林については、森林施業の実施と資源循環の見地から短縮した伐期を設定した。

表1-2-5 特定広葉樹

| 特定広葉樹（樹種） | 特定広葉樹の育成のための施業方法 |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ジゾウカンバ | <ul style="list-style-type: none"> 特定広葉樹は、郷土樹種を主体として、地域独自の景観、多様な生物の生育・生息環境を形成する樹種を指定する。 特定広葉樹の伐採は、常に更新を意識し、その蓄積が維持される範囲内において行うものとする。 特定広葉樹以外の立木により、特定広葉樹の生育が妨げられる場合は、特定広葉樹以外の立木の伐採を促進する。 さらに育成に必要な下刈、除伐等の保育を実施することとし、タケの侵入により特定広葉樹の生育が妨げられるおそれのある場合は、継続的なタケの除去を行う。 |



ジゾウカンバ（梅ヶ島下十枚南側稜線）

関東地方西部から中部地方東部に生育するカバノキ科の樹木で、写真の木が南限とされる。樹幹を枝で支えてなお成長する姿に自然の力強さを感じる。

(3) 森林の整備・保全の考え方

表1-2-2に定めた森林の機能の維持増進を図るための森林について、森林の整備及び保全の考え方を表1-2-6のとおり定める。

表1-2-6 森林の整備・保全の考え方

| 区域 | 森林の整備・保全の考え方 |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 木材等生産機能維持増進森林 | <ul style="list-style-type: none"> 地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林においては、木材等生産機能が十分に発揮されるよう、計画的な伐採による木材の安定供給に努める。 森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進する。 施業種は、「通常伐期」とする。 適確な更新による資源循環の促進のため、皆伐を行った針葉樹人工林は植栽による更新に努めるものとする。 |
| 特に効率的な施業が可能な森林 | <ul style="list-style-type: none"> 約35°程度未満の傾斜地で、公道や林道から100m以内に位置する効率的に木材生産を行うことが可能な人工林を中心に設定 山地災害のおそれのある森林は対象としない。 |
| 公益的機能別施業森林 | <ul style="list-style-type: none"> 水源涵養機能維持増進森林 <ul style="list-style-type: none"> 水源涵養機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 下層植生の維持や根系の発達を確保するため、適切な保育・間伐を推進する。 施業種は「伐期の延長」とする。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林 <ul style="list-style-type: none"> 山地災害の発生の危険性が高い森林では、土砂流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 渓岸の侵食防止や山脚の固定等に必要な谷止や土留等の施設の設置を推進する。 伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る。 施業種は「長伐期」とする。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 快適環境形成機能維持増進森林 <ul style="list-style-type: none"> 生活環境の保全のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 風や潮の害を防ぎ、砂の移動を抑える働きをする森林では、皆伐を避ける。 松くい虫被害の拡大を防止するため、内陸側のマツ林で、広葉樹等への樹種転換が可能な森林は、積極的に樹種転換を進める。 地域の快適な生活環境を保全するため、所有者、地域住民、行政及びNPO等との協働により、適切な保育・間伐を進める。 施業種は、「長伐期」とする。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 保健文化機能維持増進森林 <ul style="list-style-type: none"> 保健・風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 間伐を繰り返し、複層林や自然力を生かした混交林に誘導する。 施業種は「長伐期」とする。ただし、特定の郷土樹種を主体とした地域独自の景観等の形成が求められる森林では、「特定広葉樹の育成」とする。 |

3 地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定

(1) 区域設定の基本方針

森林の機能別の区域について、区域設定の基本方針を表1－2－7のとおり定める。

表1－2－7 区域設定の基本方針

| 区域 | 区域設定の基本方針 |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 木材等生産機能維持増進森林 | ・地位が高く、緩傾斜で林道から近い針葉樹人工林が多くの割合を占める森林を面的に設定 |
| 公益的機能別施業森林 | ・水源涵養機能維持増進森林 ・水源かん養保安林に指定されているまたは、水源涵養機能を有しており地域の用水源となっている森林を面的に設定 |
| | ・山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林 ・土砂流出防備保安林に指定されており、山地災害の発生によって人命・人家等施設への被害のおそれがある森林を面的に設定 |
| | ・快適環境形成機能維持増進森林 ・市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山の森林を設定 ・飛砂や潮害を防止する効果が高い海岸林を設定 |
| | ・優れた自然環境や景観を有する県立自然公園を設定 ・住民の憩いの場である市民の森を指定 ・ジゾウカンバの国内生育域の南限である梅ヶ島下十枚南側稜線の森林を設定 |

(2) 地域の目指すべき森林の姿

地域において期待される森林の機能を踏まえ、各地域における目指すべき森林の姿は、次のとおりとする。

なお、本市は日本有数の清流である安倍川、藁科川及び興津川に代表される清流を有し、流域の豊かな自然環境が保持され、市民生活に様々な恩恵があり、市民生活及び周辺の生態系との調和が保たれている。本市における水資源の重要性を鑑み、森林全域において、水源涵養機能を高度に発揮させる森林を目指す。

ア 大河内地区

この地区は、わさびなど特産品に恵まれ、市街地からも近い位置にある。同じ安倍川流域の梅ヶ島地区よりも民有林面積は少ないが、人工林面積が多い。安倍川の水源地域ともなっており、水源涵養機能を維持しながら、木材等生産機能を発揮させるため、適正な森林施業を推進し、形質の良好な材木からなる、成長量が高い森林を目指すものとする。



有東木の山葵田

イ 梅ヶ島地区

安倍川上流域に位置するこの地区は、環境省から国民保養温泉地に指定された温泉郷やキャンプ施設等があり、初夏の新緑や秋には紅葉を楽しむことができる。この地区的森林は、人工林と天然林の比率がほぼ同じで、人工林の中でもヒノキの割合が多い。また、天然林においては特定広葉樹であるジゾウカンバの森林が存在する。安倍川の源流地域ともなっており、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能及び保健文化機能を維持しながら、木材等生産機能を発揮させるため、適正な森林施業を推進し、良質な材木からなる、成長量が高い森林を目指すものとする。



大谷崩の紅葉

ウ 玉川地区

この地区的森林は人工林がほとんどで、そのうちヒノキの割合が高い。また、林道密度も他地区と比べて高く、木材生産が盛んである。安倍川支流の水源地域ともなっており、水源涵養機能を維持しながら、木材等生産機能を発揮させるため、適正な森林施業を推進し、良質な材木からなる、成長量が高い森林を目指すものとする。



長妻田の山林風景森

エ 井川地区

ユネスコエコパークに登録された南アルプスを始めとする豊かな自然に恵まれているこの地区は、大井川の源流域及び安倍川源流域の一部であり、天然林中心の森林構成となっている。また、南アルプス国立公園や奥大井県立自然公園など生物多様性保全機能維持が望まれると同時に、県民の森や井川湖等の観光的要素が強く、保健休養機能の発揮が強く求められる。天然広葉樹を中心とした森林病害虫対策及び適正な森林整備を推進し、水源涵養機能とともに保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能を高度に発揮できる森林を目指すものとする。



井川湖と秋の山々

オ 清沢地区

大川地区の南側に位置するこの地区は、茶の栽培が盛んである。また、最近ではレモンの栽培も行っている。大川地区と比べると民有林面積は少ない。また、スギ、ヒノキの針葉樹が占める割合はほぼ同じである。蘿科川の水源地域ともなっており、水源涵養機能を維持しながら、木材等生産機能を発揮させるため、適正



清沢里の駅周辺の森林

な森林施業を推進し、良質な材木からなる、成長量が高い森林を目指すものとする。

カ 大川地区

藁科川上流域に位置するこの地区は、しいたけの原木栽培が盛んで、原木となるコナラ、クヌギの森林が市内で最も多い地区である。藁科川の源流域ともなっており、水源涵養機能を維持しながら、木材等生産機能を発揮させるため、適正な森林施業を推進し、良質な材木からなる、成長量が高い森林を目指すものとする。



坂ノ上の風景

キ 荦科・美和地区

これらの地区的森林は、都市近郊林の性格や、茶、みかん栽培等の農業生産との密接な関係が、土地利用上影響してくると考えられるので、市民の身近な森林環境として、多面的な利用が可能な森林を目指すものとする。



高山・市民の森の一本桜

ク 両河内・小島地区

興津川の源流域でもあるこの地区的森林も、水源涵養などの大切な役割を担っており、適正な森林整備が必要である。また、「たけのこ」の産地として知られる両河内地区では、管理の行き届かない放置竹林が目立ってきていたため、その対策も必要である。さらに、西里（両河内地区）は、天然生の広葉樹林が広く存し、渓谷等の自然景観に優れ、森林とのふれあいの場としての活用が期待されるため、水源涵養機能、保健・レクリエーション機能を高度に発揮できる森林を目指すものとする。



清水森林公园

ケ 由比・蒲原地区

この地区的大部分は急峻な山地であり、特に由比地区はJRに接する地すべり区域など、公共インフラに大きな影響を与える危険個所が多く、山地災害防止機能等、森林に求められる公益的機能への期待は高い。適正な森林施業を推進し、山地災害防止機能／土壤保全機能を高度に発揮できる森林を目指すとともに、大丸山地区など保健・レクリエーション機能を高度に発揮できる森林を目指すものとする。



浜石野外センター

コ 有度山地区及び三保地区

郊外住宅地として開発が進んでいる地域であり、住宅地周辺の広葉樹林等については、里山林として地域が主体となった森林整備が期待される。また、三保半島の海



三保松原の防潮林

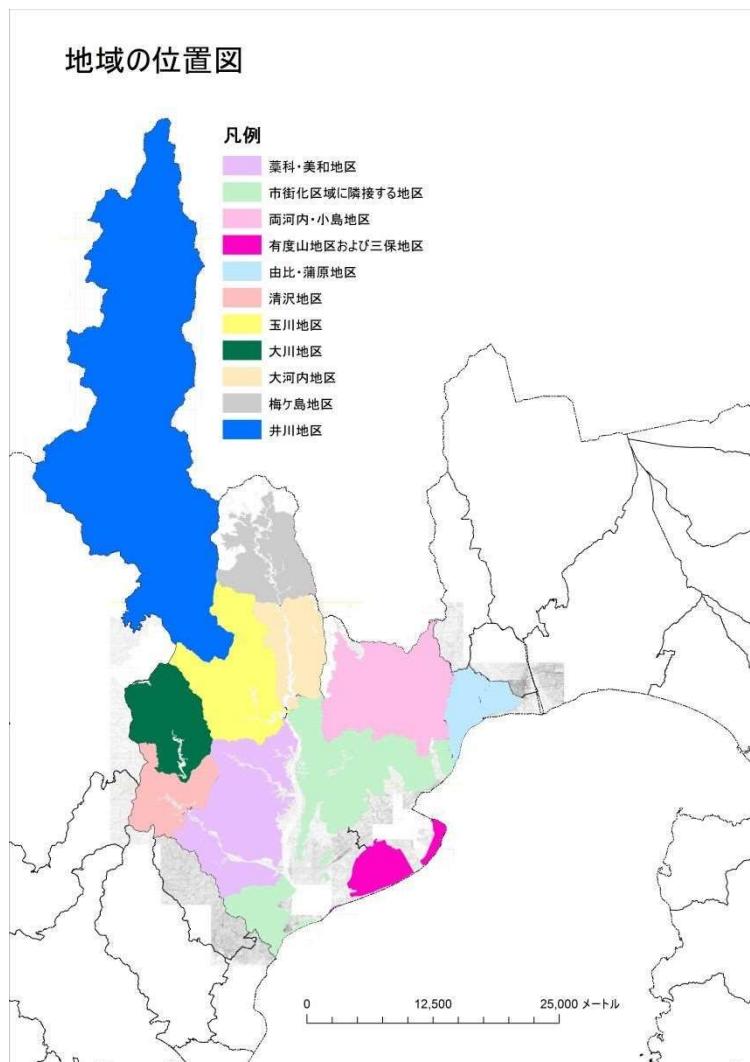
浜部にクロマツの防潮林が広がる三保松原は国の名勝、日本平・三保松原県立自然公園に指定され、世界文化遺産「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」の構成資産である。市民の憩いの場、観光名所となっており、今後も松枯れへの対策を進め、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能を高度に発揮できる森林を目指すものとする。

サ 市街化区域に隣接する地区

これらの地区では、放任された竹林が周辺の農林地に拡大し、雑木林と田畠が一体となった里山の景観及び機能が損なわれており、適切な対策が必要となってきた。地域が主体となり、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能を高度に発揮できる森林を目指すものとする。



林道俵峰、門屋線沿線の森林



(3) 森林の区域設定

地域の目指すべき森林の姿を踏まえて、本市において特に森林の機能を發揮する必要のある森林とその施業種を表1-2-8～10のとおり設定する。

表1-2-8 地域別の森林の区域

| 地域 | 機能区分 | | | | | | 施業種 | 区域設定の考え方 | 面積 (ha) |
|-------------------------|------|----|----|----|----|---|-----------|-----------------------------------------------------------------------------|------------|
| | 木材 | 水源 | 山地 | 快適 | 保健 | 他 | | | |
| 大河内 地区 4,740.25ha | | ○ | | | | | 伐期の 延長 | 安倍川中流に位置し、特産品のわさびの生産が盛んである。水源涵養機能を発揮させる。 | 1,799.66 |
| | ○ | ○ | | | | | 伐期の 延長 | 人工林面積が多く、特に地区の東南は林道整備が進んでおり、森林施業を推進する。 | 2,688.43 |
| | ○ | ○ | ○ | | | | 長伐期 | 豊富な森林資源を活かして木材生産を促進していくが、急傾斜地であるため、適切に伐区を設定し、山地災害防止機能も維持していく。 | 209.23 |
| | | ○ | ○ | | | | 長伐期 | 急傾斜地であり、山地災害防止機能を維持のため、適切に整備を行っていく。 | 42.93 |
| 梅ヶ島 地区 5,685.02ha | | ○ | | | | | 伐期の 延長 | 安倍川上流、源流地域であり、水源涵養機能の発揮をさせる。 | 3,373.34 |
| | ○ | ○ | | | | | 伐期の 延長 | 主要地方道、林道周辺では水源涵養機能に配慮しつつ、森林施業を推進する。 | 1,605.48 |
| | ○ | ○ | ○ | | | | 長伐期 | 豊富な森林資源を活かして木材生産を促進していくが、急傾斜地であるため、適切に伐区を設定し、山地災害防止機能も維持していく。 | 13.17 |
| | ○ | ○ | | | ○ | | 長伐期 | 主要地方道、林道からも近く、木材生産を促進していくが、温泉施設周辺など、市民の憩いの場、観光地にもなっており、景観の維持に配慮し、森林整備を推進する。 | 59.31 |
| | | ○ | ○ | | | | 長伐期 | 急傾斜地であり、山地災害防止機能を維持のため、適切に整備を行っていく。 | 84.48 |
| | | ○ | | | ○ | | 長伐期 | 主に県営林・市有林であり、多様な広葉樹が生育するため、保健・レクリエーション機能を発揮させる。 | 280.95 |
| | | ○ | | | ○ | | 特定広葉樹の育成 | ジヅウカンバの南限 | 268.29 |

| 地域 | 機能区分 | | | | | | 施業種 | 区域設定の考え方 | 面積 (ha) |
|---------------------|------|----|----|----|----|---|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| | 木材 | 水源 | 山地 | 快適 | 保健 | 他 | | | |
| 玉川地区 8,835.53ha | | ○ | | | | | 伐期の延長 | 安倍川支流の水源地域であり、水源涵養機能を発揮させる。 | 52.76 |
| | ○ | ○ | | | | | 伐期の延長 | 林道密度が高く、古くから木材生産が盛んなため、水源涵養機能を維持しながら、木材生産を行う。 | 8,649.67 |
| | ○ | ○ | ○ | | | | 長伐期 | 豊富な森林資源を活かして木材生産を促進していくが、急傾斜地であるため、適切に伐区を設定し山地災害防止機能も維持していく。 | 18.38 |
| | ○ | ○ | | | ○ | | 長伐期 | 県営林であり、景観の維持により、保健・レクリエーション機能を発揮させる。 | 34.64 |
| | | ○ | ○ | | | | 長伐期 | 急傾斜地であり、山地災害防止機能を維持のため、適切に整備を行っていく。 | 80.08 |
| 井川地区 48,778.18ha | | ○ | | | | | 伐期の延長 | 大井川源流域を含む地域であり、水源涵養機能を発揮させる。 | 37,092.43 |
| | ○ | ○ | | | | | 伐期の延長 | 伐期をむかえた針葉樹と天然広葉樹の混生林のため、水源涵養機能を維持しつつ、木材利用をする。 | 4,112.89 |
| | ○ | ○ | ○ | | | | 長伐期 | 豊富な森林資源を活かして木材生産を促進していくが、急傾斜地であるため、適切に伐区を設定し、山地災害防止機能も維持していく。 | 132.30 |
| | ○ | ○ | | | ○ | | 長伐期 | 主要地方道周辺であり、木材生産を推進するとともに、豊富な樹種構成を活かし、水源涵養機能と保健・レクリエーション機能を発揮させる。 | 444.56 |
| | ○ | ○ | ○ | | ○ | | 長伐期 | 豊富な森林資源を活かして木材生産を促進していくが、急傾斜地であるため、適切に伐区を設定し、山地災害防止機能も維持していく。 | 54.19 |
| | ○ | ○ | | | | | 長伐期 | 急傾斜地であり、山地災害防止機能を維持のため、適切に整備を行っていく。 | 643.65 |
| | | ○ | ○ | | ○ | | 長伐期 | 急傾斜地であり、山地災害防止機能を維持のため、適切に整備を行っていく。また、南アルプス聖岳等への登山者が森林に親しむ場として保健・レクリエーション機能を発揮させる。 | 1.08 |
| | | ○ | | | ○ | | 長伐期 | 豊かな自然の景観が広がる南アルプスや、県民の森など市民が森林に親しむ場として利用されているため、保健・レクリエーション機能を発揮させる。また、区域に生育する郷土樹種の保護を行う。 | 6,286.11 |

| 地域 | 機能区分 | | | | | | 施業種 | 区域設定の考え方 | 面積 (ha) |
|------------------------|------|----|----|----|----|---|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| | 木材 | 水源 | 山地 | 快適 | 保健 | 他 | | | |
| 井川地区 48,778.18ha | ○ | | | ○ | | | 長伐期 | 住民生活に密接に関係しており、快適環境形成機能を発揮させる。 | 10.97 |
| 清沢地区 3,928.92ha | ○ | ○ | | | | | 伐期の延長 | 藁科川の水源地域であるため水源涵養機能に配慮しつつ、森林施業を推進する。 | 3,928.92 |
| | | ○ | | | | | 伐期の延長 | 藁科川の上流、源流域に位置するため、水源涵養機能を発揮させる。 | 155.96 |
| 大川地区 5,770.69ha | ○ | ○ | | | | | 伐期の延長 | 主要地方道、林道周辺では水源涵養機能に配慮しつつ、森林施業を推進する。 | 5,497.72 |
| | ○ | ○ | | | ○ | | 長伐期 | 川根本町との市境、奥大井県立自然公園周辺であり、保健・レクリエーション機能を発揮させる。 | 117.01 |
| | | ○ | | | | | 伐期の延長 | 藁科川下流域および足久保川周辺であり、水源涵養機能を発揮させる。 | 2,215.31 |
| | ○ | ○ | | | | | 伐期の延長 | 主要地方道、林道周辺では水源涵養機能に配慮しつつ、森林施業を推進する。 | 6,883.73 |
| 藁科・美和地区 9,155.68ha | ○ | ○ | ○ | | | | 長伐期 | 主要地方道、林道周辺であり、木材生産を促進するが、住民生活にも密接に関係しており、快適環境形成機能を維持しつつ、適切に整備を行っていく。 | 5.52 |
| | ○ | ○ | | | ○ | | 長伐期 | 林道が整備されており、木材生産に適している。また高山・市民の森周辺であるため、市民の森林体験フィールドとして保健・レクリエーション機能を発揮させつつ、適切に整備を行っていく。 | 40.75 |
| | | ○ | ○ | | | | 長伐期 | 急傾斜地であり、山地災害防止機能を維持のため、適切に整備を行っていく。 | 10.37 |
| | | ○ | | | | | 伐期の延長 | 興津川の源流域であり、水源涵養機能の発揮をさせる。 | 1,125.38 |
| 両河内・小島地区 7,933.55ha | ○ | ○ | | | | | 伐期の延長 | 主要地方道、林道周辺では水源涵養機能に配慮しつつ、森林施業を推進する。 | 6,802.14 |
| | ○ | ○ | | | ○ | | 長伐期 | 清水森林公园として、市民の憩いの場となっており、保健・レクリエーション機能を発揮させつつ、森林施業を行う。 | 6.03 |

| 地域 | 機能区分 | | | | | | 施業種 | 区域設定の考え方 | 面積 (ha) |
|-------------------------|------|----|----|----|----|---|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| | 木材 | 水源 | 山地 | 快適 | 保健 | 他 | | | |
| 由比・蒲原地区 1,443.61ha | | ○ | | | | | 伐期の延長 | 由比川水系、向田川水系といった二級河川を複数有するため、水源涵養機能の発揮をさせる。 | 851.83 |
| | ○ | ○ | | | | | 伐期の延長 | 50年生以上の伐期を迎えたスギ・ヒノキを有する地区のため、水源涵養機能を維持しつつ、森林施業を行う。 | 497.43 |
| | ○ | ○ | | | | | 長伐期 | 急傾斜地であり、山地災害防止機能を維持のため、適切に整備を行っていく。 | 0.20 |
| | ○ | ○ | | ○ | | | 長伐期 | 浜石野外センターがあり、保健・レクリエーション機能を発揮させる。 | 17.39 |
| | | ○ | | ○ | | | 長伐期 | 大丸山ハイキングコース周辺であり、森林に親しむ場となっており、保健・レクリエーション機能を発揮させる。 | 76.76 |
| 有度山地区及び三保地区 858.79ha | | ○ | | | | | 伐期の延長 | 巴川水系などの二級河川を複数有し、下層植生、生育土壤の維持のため、水源涵養機能を発揮させる。 | 1.94 |
| | | ○ | ○ | | | | 長伐期 | 名勝である日本平周辺であり、住民生活にも密接に関係しているため、快適環境形成機能を発揮させる。 | 281.65 |
| | | ○ | ○ | ○ | | | 長伐期 | 住民生活に密接に関係しており、県立自然公園、遊木の森周辺であり、市民の憩いの場としても利用されているため、快適環境形成機能および保健・レクリエーション機能を発揮させる。 | 572.19 |
| | | ○ | | ○ | | | 長伐期 | 県立自然公園であり、三保松原として世界遺産富士山の構成資産、観光名所となっているため、文化機能を発揮させる。 | 3.01 |

| 地域 | 機能区分 | | | | | | 施業種 | 区域設定の考え方 | 面積 (ha) |
|----------------------------|------|----|----|----|----|---|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| | 木材 | 水源 | 山地 | 快適 | 保健 | 他 | | | |
| 市街化区域に隣接する地区 5,760.63ha | | ○ | | | | | 伐期の延長 | 巴川水系などの二級河川を複数有し、下層植生、生育土壤の維持のため、水源涵養機能を発揮させる。 | 1,491.54 |
| | ○ | ○ | | | | | 伐期の延長 | 林道の延長を進めており、水源涵養機能に配慮しつつ、森林施業を行う。 | 4,013.77 |
| | ○ | ○ | ○ | | | | 長伐期 | 豊富な森林資源を活かして木材生産を促進していくが、急傾斜地であるため、適切に伐区を設定し、山地災害防止機能も維持していく。 | 0.10 |
| | ○ | ○ | | | ○ | | 長伐期 | 竜爪山市有林周辺であり、ハイキングコースが整備されており、景観に配慮し、森林施業を行う。 | 74.54 |
| | | ○ | ○ | ○ | | | 長伐期 | 急傾斜地であり、住民生活にも密接に関係している。山地災害防止機能と快適環境機能の発揮させるため森林整備を行う。 | 10.40 |
| | | ○ | | ○ | | | 長伐期 | 住民生活に密接に関係しており、快適環境形成機能を発揮させる。 | 150.78 |
| | ○ | ○ | | ○ | | | 長伐期 | 主要地方道周辺であり、沿線で隣接する藤枝市には木材市場があり木材生産を促進するが、住民生活にも密接に関係しており、快適環境形成機能を維持しつつ、適切に整備を行っていく。 | 19.50 |

※ 機能区分は、森林の機能の維持増進を図るための森林を示す。

表 1-2-9 森林の区域（機能別）

| 区分 | 森林の所在 | 面積 (ha) | |
|------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 公益的機能別施業森林 | 木材等生産機能 維持増進森林 特に効率的な施業 が可能な森林 | 経営図(区域+施業種) ・斜度 35° 未満で公道から 500m未満の林小班を含む準林班 経営図(区域+施業種) ・斜度 35° 未満で公道や林道から 100m未満の林小班を含む準林班 | 45, 926. 80 8, 753. 67 |
| | 水源涵養機能 維持増進森林 | 経営図(区域+施業種) ・森林全域 | 102, 890. 85 |
| | 山地災害防止/土 壌保全機能維持增 進森林 | 経営図(区域+施業種) ・土砂流出防備保安林で斜度 40° 以上の林小班 ・落石防止保安林を含む林小班 | 1, 300. 56 |
| | 快適環境形成機能 維持増進森林 | 経営図(区域+施業種) ・市民生活に密接な関わりを持つ里山等の森林 ・潮害防備保安林 | 1, 051. 01 |
| | 保健文化機能 維持増進森林 | 経営図(区域+施業種) ・国立公園・県立自然公園特別地域 ・国指定史跡名勝 ・保健機能森林 ・特定広葉樹 | 8, 336. 81 |

※1 重複して指定している森林があるので、面積の合計は、計画対象森林の面積とは一致しない。

※2 ゾーニングの条件は目安であり、個別に判断している地区もある。

表 1-2-10 森林の区域（施業種別）

| 施業種 | 森林の所在 | 面積 (ha) |
|----------|----------------------------------------------|--------------|
| 通常伐期 | 該当なし | 0.00 |
| 伐期の延長 | 経営図のとおり 「長伐期」及び「特定広葉樹の育成」施業 の区域を除く森林全域 | 92, 939. 95 |
| 長伐期 | 経営図のとおり | 9, 682. 61 |
| 特定広葉樹の育成 | 経営図のとおり 梅ヶ島 42 林班 | 268. 29 |
| 合計 | | 102, 890. 85 |

※ 詳細な森林の所在は、付属の経営図(区域+施業種)を参照。

4 その他必要な事項

(1) 伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る区域

水源涵養機能維持増進森林及び山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林において、特にその機能を維持増進していく上で必要がある森林について、表1-2-11のとおり伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る区域を定める。この森林の区域においては、おおむね 20ha を伐採面積の上限とする。

表 1-2-11 伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る区域

| 区域 森林の所在 | 面積(ha) |
|--------------------------|------------|
| 「伐期の延長」・「長伐期」の区域 森林全域 | 102,890.85 |

(2) 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林

「特に針広混交林化を推進すべき森林」及び「特に樹種の多様性増進を推進すべき森林」を次のとおり定め、これらの森林のうち荒廃した森林では、静岡県森の力再生基金条例（平成18年静岡県条例第19号）第2条に規定する事業を実施し、針広混交林化又は樹種の多様性増進を図る。

ア 特に針広混交林化を推進すべき森林

地形条件、路網の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的諸条件からみて、森林所有者による適正な森林施業が困難と認められるスギ・ヒノキの人工林においては、単層である森林を広葉樹等との複層状態へ誘導し、針広混交林となるよう、適切な伐採を行う。

この森林の区域と整備・保全の考え方を表1-2-12のとおり定める。

イ 特に樹種の多様性増進を推進すべき森林

地形条件、路網の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的諸条件からみて、森林所有者による適正な森林施業の困難性が認められる森林においては、単層及び過密化した森林を、活力のある多様性に富んだ広葉樹林等になるよう、適切な伐採、更新、保育を行う。

この森林の区域と整備・保全の考え方を表1-2-12のとおり定める。

表 1-2-12 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林の区域及び整備・保全の考え方

| 種類 | 森林の整備・保全の考え方 | | |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------|
| 特に針広混交林化を推進すべき森林 | <ul style="list-style-type: none"> 伐採方法は皆伐又は間伐を原則とし、列状又は群状の伐採を基本とする。 伐採率は、本数換算でおおむね 40%とし、本数換算で 35%を下回らないこととし、かつ、材積換算でおおむね 40%を上回らないこととする。 | | |
| 森林の区域 | 森林簿へ記載 | 【面積 | 33,946.63ha】 |
| 特に樹種の多様性増進を推進すべき森林 | <ul style="list-style-type: none"> 広葉樹林等を対象とする伐採方法は、皆伐、択伐又は間伐とし、伐採率は、材積換算でおおむね 50%以内とする。 竹林を対象とする伐採方法は、皆伐による樹種転換を原則とする。 | | |
| 森林の区域 | 森林簿へ記載 | 【面積 | 554.26ha】 |

(3) 竹林の取扱い

放置された竹林が周辺の森林や農地に拡大していることから、竹林の取扱いを表 1-2-13 のとおり定める。

表 1-2-13 竹林の取扱い

| 管理の目的 | 整備・保全の考え方 | |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資源として整備、利用 | ・たけのこ、竹材の生産 | <ul style="list-style-type: none"> 生産目的に合わせた適正管理を推進 生産、流通、加工体制の整備 利用技術の開発、バイオマス利用 地域の特産品等としての活用 |
| 竹林として整備、保全 | <ul style="list-style-type: none"> 竹林の景観、文化、環境形成機能等の保全 竹林の防災機能の活用 憩いの場、教育の場等として活用 | <ul style="list-style-type: none"> 目的に合わせた適正管理を推進 管理体制の整備及び管理する人材の育成 体験教育等の機会を創出 |
| 竹林としてではなく、森林の保全・再生を優先 | <ul style="list-style-type: none"> 森林景観及び環境の保全 ふれあいの場、体験教育の場等として活用 防災機能等の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 竹林の拡大防止 伐採や枯殺後、樹種転換 ふれあい、体験教育等の機会を創出 地域住民や NPO 等との協働による森林づくり |

第3 森林施業の合理化に関する基本方針

本市の森林整備を総合的かつ計画的に実施するため、森林施業の合理化の基本方針を次のとおり定める。

1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進

森林の経営に関して意欲と実行力を有した林業経営体や地域の中核となる森林所有者が、周辺の森林所有者らの森林の経営も受託するなどして、面的にまとまった森林を対象に、林内路網の整備や主伐・再造林、利用間伐などの効率的な森林施業を実行することに対して支援をする。

2 森林施業の共同化の促進

林業経営体等の関係機関と連携し、小流域内の森林所有者間の調整及び合意形成を図り、森林施業の共同化を促進する。また、森林経営計画の作成や、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結を促進する。

3 林業に従事する者の養成及び育成・確保

効率的な木材生産を図るため、森林技術者や森林施業プランナー等の人材を育成するとともに、就業前の情報提供やインターンシップの促進を図るほか、雇用環境の改善や労働安全の向上に関する取組を支援することにより、林業従事者の定着を図る。

II 森林整備の方法に関する事項 (法第10条の5第2項第2～4号及び第6～8号並びに第3項第1～3号)

第1 伐採に関する事項 (法第10条の5第2項第2号)

1 伐採の方法

(1) 立木竹の伐採

立木竹の伐採について表2-1-1のとおり定める。

表2-1-1 立木竹の伐採の方法

| 区分 | 指針 |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主伐 (更新を伴う 伐採) | 皆伐 <ul style="list-style-type: none">・主伐のうち、択伐以外のもの。・気候、地形、土壤等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、次のことと配慮して行うもの。<ul style="list-style-type: none">➢ 適切な伐採区域の形状➢ 1箇所あたりの伐採面積の規模➢ 伐採区域のモザイク的配置・伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け、適確な更新を図るもの。 |
| | 択伐 <ul style="list-style-type: none">・主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うもの。・森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持増進するものとし、適切な伐採率によって実施するもの。・適切な伐採率とは、材積率30%以下とする。ただし、伐採後に人工造林を行う場合には40%以下とする。 |
| 間伐 (更新を伴わない 伐採) | 立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的の樹種の一部を伐採して行うものであって、伐採後、一定の期間内に林冠が閉鎖するもの。 |

(2) 伐採（主伐）の標準的な方法

伐採（主伐）の標準的な方法を、表2-1-2のとおり定める。

表2-1-2 伐採（主伐）の標準的な方法

| 区分 | 指針 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 共通事項 | <p>適正な伐採とは、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、伐採によって林地を荒らさず、伐採後の適確な更新を図るものという。</p> <p>適正な伐採を行うための基本的な指針は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採跡地に接する森林を伐採する場合は、伐採跡地が連続することがないよう、周辺森林の成木の樹高程度の幅の保護樹帯を設置するものとする。 ・林地の保全及び公益的機能を考慮し、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮するものとする。 ・伐採後の更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を考慮して伐採を行うものとする。 ・対象とする立木は、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。 ・野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保存に努めるものとする。 ・『主伐時における伐採・搬出指針の制定について』（令和3年3月16日2林整整第1157号林野庁長官通知）、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」等を踏まえ、林地保全に努めるものとする。 |
| 育成単層林 | <p>育成単層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皆伐は、気象、森林生産力及び病虫害の発生状況等の自然条件からみて、更新が確実である森林について行うものとする。 ・更新の方法を天然更新として行う伐採は、伐採区域の形状、母樹の保存等について配慮して行う。特にぼう芽更新を行う場合は、優良なぼう芽を促すため、11月から3月に伐採するものとする。 ・育成複層林へ誘導する伐採の方法は、材積率70%以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合は、小規模な面積において、材積率70%以上の伐採も行えるものとする。 ・伐採は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、樹種及び林齡等の多様化、長期化に考慮して行うものとする。 ・林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、必要に応じ保護樹帯を設置するものとする。 |
| 育成複層林 | <p>育成複層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度に発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採の方法は、材積率70%以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合には、小規模な面積において、材積率70%以上の伐採も行えるものとする。 |

| | |
|------|--------------------------------|
| 天然生林 | ・主伐にあたっては、育成単層林及び育成複層林の項目に準ずる。 |
|------|--------------------------------|

※用語説明

- ・育成単層林：森林を構成する林分を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキからなる森林。
- ・育成複層林：森林を構成する林分を抾伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。
- ・天然生林：主として天然力を活用することにより成立させ、維持される森林。例えば天然更新による、シイ・カシ・シラビソ等からなる森林。なお、「主として天然力を活用」とは、自然に散布された種子が発芽して樹木が生育すること又はぼう芽により樹木が生育することを指す。

2 標準伐期齢

主要樹種の標準伐期齢を表 2-1-3 のとおり定める。

なお、立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢以上をもって伐採を義務付けるものではない。

表 2-1-3 標準伐期齢

| 地区 | 樹種（林齢） | | | | | | | |
|----|--------|-----|----|-----------|----------|------------|------------|------------|
| | スギ | ヒノキ | マツ | テーダ マツ | モミ ツガ | その他 針葉樹 | クヌギ コナラ | その他 広葉樹 |
| 全域 | 40 | 45 | 35 | 30 | 50 | 50 | 15 | 25 |

※ マツは、クロマツ及びアカマツを指す。

3 その他必要な事項

高齢級のテーダマツについては、風倒害のリスクを考慮し、必要に応じて伐採を検討する。

第2 造林に関する事項（法第10条の5第2項第3号）

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、表2-2-1のとおり定める。

表2-2-1 人工造林の対象樹種

| 人工造林の対象樹種 |
|------------------------------------------|
| スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、テーダマツ、モミ、ツガ、クヌギ、コナラ、ケヤキ |

※1 スギ、ヒノキ等の苗木の選定にあたっては、エリートツリーの苗木や花粉症対策に資する苗木の増加に努めるものとする。

※2 クロマツを植栽する場合は、マツ材線虫病（マツノザイセンチュウ）に対する抵抗力が認められたものが望ましい。

ただし、三保松原については郷土種苗による再造林など、適切な造林方法を今後の研究・実験成果により適宜選択する。

※3 定められた植栽樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、市の中山間地振興課（森林・林業担当課）と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

※4 テーダマツの植栽においては、風倒害のリスクが高い場所や、貴重な動植物・生態系が確認されている場所を避けること。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な植栽本数

人工造林の植栽本数を、表2-2-2に定める。

表2-2-2 人工造林の標準的な植栽本数

| 樹種 | 仕立ての方法 | 標準的な植栽本数（本/ha） | 備考 |
|--------|--------|-----------------|----|
| スギ | 中仕立て | 3,000～3,500本/ha | |
| | 疎仕立て | 2,000本/ha | |
| ヒノキ | 中仕立て | 3,000～3,500本/ha | |
| | 疎仕立て | 2,000本/ha | |
| テーダマツ | 中仕立て | 2,500本/ha | |
| マツ類 | 中仕立て | 3,000本/ha | |
| モミ・ツガ | 中仕立て | 3,000本/ha | |
| その他針葉樹 | 中仕立て | 3,000本/ha | |
| 広葉樹 | 中仕立て | 3,000本/ha | |

※1 マツ類は、クロマツとアカマツを指す。

※2 標準的な植栽本数の上限を超える本数を植栽しようとする場合は、市の中山間地振興課（森林・林業担当課）と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

※3 現地状況や地形等を考慮し、上記の本数での植栽が困難な場合には、1,000 本 /ha を下限の目安とし、更新が確保できる範囲内で植栽本数を減じることができる。ただし、この場合にも、市の中山間地振興課（森林・林業担当課）と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ 人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法を、表 2-2-3 に定める。

なお、人工造林の実施にあたっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林を連続しておこなう一貫作業システムの導入等の効率的な造林、成長に優れたエリートツリー苗木の活用や低密度植栽などによる「低コスト主伐・再造林」を推進する。また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の増加に努めるものとする。

表 2-2-3 人工造林の標準的な方法

| 区分 | 標準的な方法 | |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 育成単層林 | 育成複層林 |
| 地拵え | <ul style="list-style-type: none">・植栽の支障とならないように伐採木及び枝条等を整理する。・気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置にするなどの点に留意する。 | — |
| 更新 | <ul style="list-style-type: none">・原則として植栽とする。・植付けは、気象その他の立地条件及び地域の標準的な方法を考慮して方法を定め、適期に実施する。 | <ul style="list-style-type: none">・原則として樹下植栽とする。・隣接して広葉樹林が残存している場合には、周辺林地からの種子供給等による天然下種更新を考慮することができる。・植栽する本数は、表 2-2-2 に示す標準的な植栽本数に、上層木の立木の伐採率を乗じた本数以上とするよう留意する。 |

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

人工造林により更新を図る森林の伐採跡地においては、森林の多面的機能の維持及び早期回復を図るため、表 2-2-4 に定める期間内において更新を完了するものとする。

表 2-2-4 伐採跡地の人工造林をすべき期間

| 区分 | 伐採跡地の人工造林をすべき期間 |
|-------------------|----------------------------------|
| 皆伐 (伐採率 40%超) | 伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内 |
| 択伐 (伐採率 40%以下) | 伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内 |

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新対象樹種

天然更新の対象樹種を表 2-2-5 のとおり定める。

表 2-2-5 天然更新対象樹種

| 天然更新対象樹種 | |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 天然更新対象樹種 | スギ、ヒノキ、サワラ、クロベ、アカマツ、クロマツ、モミ、ツガ、コメツガ、トウヒ、ゴヨウマツ、テーダマツ、カラマツ、シラビソ、オオシラビソ、ビャクシン類、カヤ、イチイ、コウヤマキ、イヌマキ、ホオノキ、コブシ、クスノキ、シロダモ、ヤブニッケイ、タブノキ、カゴノキ、ヤマグルマ、イスノキ、カツラ、マユミ、アカメガシワ、イイギリ、ジャヤナギ、コゴメヤナギ、アカメヤナギ、ヤマナラシ、ホルトノキ、ムクノキ、エノキ、ケヤキ、ネムノキ、サクラ類、アズキナシ、ナナカマド、ヤシャブシ、ハンノキ類、シデ類、カンバ類、クリ、ナラ、カシ、シイ類、ブナ、イヌブナ、オニグルミ、サワグルミ、ヤマモモ、カラスザンショウ、キハダ、センダン、ウルシ類、カエデ類、トチノキ、ヤマボウシ、ミズキ、ヒメシャラ、ナツツバキ、ヤブツバキ、リョウブ、ネジキ、エゴノキ、ハクウンボク、アオダモ、ヒイラギ、クサギ、クロガネモチ、アオハダ、ハリギリ、コシアブラ、タカノツメ、カクレミノ |
| ぼう芽による更新が可能な樹種 | イヌシデ、クリ、ナラ、カシ、シイ類、ケヤキ、ヤブニッケイ、タブノキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、エゴノキ、アオダモ、カツラ、クロガネモチ |

※ 「ぼう芽による更新が可能な樹種」の欄にあっても、更新が完了していない若齢の広葉樹林や大径木化した広葉樹二次林(根元直径 40 cm 以上、おおむね 80 年生以上)は、ぼう芽による更新が可能な樹種には含めないものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の標準的な方法を表2-2-6に定め、天然更新すべき立木の期待成立本数を表2-2-7に定める。

また、天然更新に当たっては、必要に応じて表2-2-8に定める天然更新補助作業を実施するものとする。併せて、シカ等の食害が予測される地域では、必要に応じて防護柵等による食害防止対策を実施するものとする。

表2-2-6 天然更新の標準的な方法

| 区分 | 標準的な方法 |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 天然下種更新 | 種子が自然に落下して発芽、成長することで図られる更新。 天然下種更新は、周辺の母樹の状況を把握した上で行い、状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととする。 |
| ぼう芽更新 | 根株からの発芽（ぼう芽）、成長によって図られる更新。 ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて、芽かき又は植込みを行うこととする。 |

表2-2-7 天然更新すべき立木の期待成立本数

| 区分 | 本数 |
|--------|-----------|
| 期待成立本数 | 6,000本/ha |

表2-2-8 天然更新補助作業

| 補助作業 | 標準的な方法 |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地表処理 | ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こしや枝条整理等を行う。 |
| 刈出し | ササなどの下層植生によって、天然に発生した稚樹の生育が阻害されている箇所において、下草刈りや清掃作業を行う。 |
| 植込み | 天然に発生した稚樹の生育状況等を考慮し、天然更新の不十分な箇所においては、必要な本数を植栽する。 |
| 芽かき (ぼう芽整理) | ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数4～5本を目安としてぼう芽整理を行う。 2回目は4年目に実施し、1株当たりの仕立て本数は2～3本とする。 |

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する多面的機能の発揮のためには、伐採跡地を早期に森林に回復する必要がある。このことから、天然更新を図る森林においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に、天然更新を完了させるものとする。

(4) 天然更新完了の確認

天然更新を図る森林においては、皆伐後5年以内に静岡県天然更新完了基準に基づき、次に定める手順により更新状況の確認調査を行う。

ア 確認調査の方法

- ・調査の時期は、伐採後5年以内とする。
- ・調査方法としては、まず目視によって基準を満たしているかを判断する。
- ・明らかに基準を満たしているとの判断がつかない場合には、プロット調査を行う。
- ・プロット調査の内容は、天然更新すべき立木の樹種名と本数とする。
- ・プロットの設定方法は、以下のとおりとする。
 - ・プロットの大きさは $5\text{ m} \times 5\text{ m}$ (25 m^2) とし、2箇所以上設ける。
 - ・プロットは、対象地の地形や植生等を考慮の上、平均的な箇所を選択する。
 - ・対象地の後継樹の発生状況が均一でない場合は、区分けして調査することができる。（後継樹とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹・ぼう芽枝のうち将来の森林の樹冠を構成する樹種を指す。）

イ 天然更新の完了基準

天然更新の完了基準を表2-2-9のとおり定める。

表2-2-9 天然更新の完了基準

| 項目 | 基準 |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 完了の基準 | <ul style="list-style-type: none">・天然更新すべき立木（表2-2-5で定める樹種で樹高が2m以上のもの）の本数が、期待成立本数の3割以上で、かつ均等に生育している状態である。・プロット調査においては、すべてのプロットが基準を満たしている。 |
| 天然更新すべき立木の本数の下限値 | <ul style="list-style-type: none">・期待成立本数の3割 (=1,800本/ha)・ただし、気象や土壤等の条件により、上記基準を適用することが明らかに困難な場合は、伐採前の森林や周辺の森林を参考にして、1,000本/haを下限とすることができる。 |

ウ 基準を満たしていない場合の対応

確認調査の結果、天然更新の完了基準を満たしていない場合には、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年以内に、天然更新補助作業を実施して天然更新を完了させる又は植栽を行うものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

天然更新に必要な母樹やぼう芽更新に適した立木の有無、林床の状況、病虫害などの被害の発生状況、既往の主伐箇所における更新状況、その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を考慮して、伐採後の適確な天然更新が期待できないと認められ、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を次のとおり定める。

- ・針葉樹人工林である。
- ・母樹となりうる高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない。
(堅果を持つ更新樹種による天然下種（重力散布）が期待できない。)
- ・周囲 100m以内に広葉樹林が存在しない。
- ・林床に更新樹種が存在しない。
(過密状態にある森林、シカ等による食害が激しい森林等)

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

3(1)の基準により、その存在が明らかな森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」として表2-2-10に定める。

また、表2-2-10以外の森林においても、(1)の基準に該当する5ha以上の皆伐予定地で、(1)の基準に該当する場合は、植栽を原則とする。

表2-2-10 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

| 森林の区域 | 面積(ha) | 備考 |
|--------------|--------|----------------|
| 旧旧清水市 173 林班 | 21.15 | 潮害防備保安林（マツ林）のみ |

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準を次のとおり定める。

(1) 更新にかかる対象樹種

法第10条の9第4項の規定に基づく造林の命令を受けた者は、次に定める樹種を植栽するものとする。

ア 人工造林の場合

表2-2-1に定める樹種とし、表2-2-11に再掲する。

イ 天然更新の場合

表2-2-5に定める樹種とし、表2-2-11に再掲する。

表2-2-11 更新にかかる対象樹種

| 更新方法 | 対象樹種 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 人工造林 | スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、テーダマツ、モミ、ツガ、クヌギ、コナラ、ケヤキ |
| 天然更新 | スギ、ヒノキ、サワラ、クロベ、アカマツ、クロマツ、モミ、ツガ、コメツガ、トウヒ、ゴヨウマツ、テーダマツ、カラマツ、シラビソ、オオシラビソ、ビャクシン類、カヤ、イチイ、コウヤマ |

| | |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | キ、イヌマキ、ホオノキ、コブシ、クスノキ、シロダモ、ヤブニッケイ、タブノキ、カゴノキ、ヤマグルマ、イスノキ、カツラ、マユミ、アカメガシワ、イイギリ、ジャヤナギ、コゴメヤナギ、アカメヤナギ、ヤマナラシ、ホルトノキ、ムクノキ、エノキ、ケヤキ、ネムノキ、サクラ類、アズキナシ、ナナカマド、ヤシャブシ、ハンノキ類、シデ類、カンバ類、クリ、ナラ、カシ、シイ類、ブナ、イヌブナ、オニグルミ、サワグルミ、ヤマモモ、カラスザンショウ、キハダ、センダン、ウルシ類、カエデ類、トチノキ、ヤマボウシ、ミズキ、ヒメシャラ、ナツツバキ、ヤブツバキ、リョウブ、ネジキ、エゴノキ、ハクウンボク、アオダモ、ヒイラギ、クサギ、クロガネモチ、アオハダ、ハリギリ、コシアブラ、タカノツメ、カクレミノ |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

生育し得る最大の立木の本数は、6,000 本/ha とする。

第3 保育・間伐に関する事項（法第10条の5第2項第4号）

保育及び間伐は、森林の立木の生育の促進、林分の健全化及び利用価値の向上を図るために実施するものとし、その標準的な方法等を次のとおり定める。

1 保育の作業種別の標準的な方法

保育の作業種とその標準的な方法を表2-3-1のとおり定める。

表2-3-1 保育の標準的な方法

| 種類 | 樹種 | 実施林齢及び時期等 |
|------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 下刈 | スギ ヒノキ | 林齢：10年生までのうち、下草が繁茂し造林木の成長を著しく阻害する時に実施 時期：6～7月頃を目安 |
| つる切り | スギ ヒノキ | 林齢：つるが繁茂する状況に応じて実施 時期：下刈及び除伐時 |
| 除伐 | スギ ヒノキ | 時期：下刈り終了後に、育成目的樹種とそれ以外の樹種との競合が始まった時 |
| 枝打ち | スギ ヒノキ | 林齢：枝下直径が7cmになった時に実施 方法：直径5～6cmのところまで実施 「目標とする材長+0.5m」の高さまで実施 時期：11月～2月上旬頃 |
| その他 | — | 造林地の野生動物による食害対策として、忌避剤の塗布や防護柵の設置等を実施 |

2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法

間伐は、「新・システム収穫表^{※1}」を利用し、表2-3-2に示す指針に従って実施する。

表2-3-2 間伐の標準的な方法

| 項目 | 指針 |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 間伐の時期 | <ul style="list-style-type: none">間伐の時期は、林木の樹冠が閉鎖して、林木相互の競争が生じ始めた時とする。林木の樹冠閉鎖の目安は樹冠疎密度10分の8以上とする。間伐を行うべき立木の混み具合を表す指標として「収量比数(Ry)^{※2}」を用いるものとし、その値を表2-3-3に定める。平均的な間伐の実施時期の間隔の年数を表2-3-4に定める。 |
| 間伐率 間伐回数 | <ul style="list-style-type: none">間伐率と回数は、「新・システム収穫表」を用いて林分の健全性保持と生産目標への誘導が可能となる割合と回数を算出し、現地状況を考慮して定める。材積による伐採率の上限は35%を標準とする。 |

| | |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> 5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。 |
| 選木の方法 | <ul style="list-style-type: none"> 選木の方法は、森林の整備・保全の目標と森林の状況に応じて、定性間伐や列状間伐等、最も適切な方法を選択する。 保育期の間伐は、被圧木、二又などの不良木、あばれ木等を選定することを原則とするが、均等な立木密度が得られるよう残存木の配置にも配慮する。 8齢級以上の間伐は、利用可能な森林資源の活用の観点から、上層木や中層木も対象とする。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 利用可能な森林資源の活用を図るために、間伐材の搬出を推進する。 地形上、風衝地となり得る場所においては、風倒害に留意して間伐を行う。 |

※1 「新・システム収穫表」とは、静岡県農林技術研究所森林・林業研究センターが作成したスギ・ヒノキ人工林の収穫予測を行うプログラム（エクセルファイル）。樹種、林齢、ha当たり本数、地位、間伐時期を入力することにより、簡単に収穫予測を行うことができる。プログラムは、静岡県のホームページからダウンロードできる。「新・システム収穫表」による試算の一例を下表のとおり。

<「新・システム収穫表」による試算の一例>

| 年生 | 施業 | 本数 伐採率 | 伐採後本数 (本/ha) | 伐採後収 量比数 (Ry) | 平均胸高 直径(cm) | 伐採材積 (m ³ /ha) | 備考 |
|----|------|-----------|-----------------|---------------------|----------------|------------------------------|----|
| 15 | 下層間伐 | 25% | 2,061 | 0.7 | 10.8 | 11 | |
| 25 | 下層間伐 | 36% | 1,318 | 0.7 | 15.1 | 37 | |
| 40 | 下層間伐 | 32% | 898 | 0.7 | 20.6 | 53 | |
| 55 | 上層間伐 | 22% | 698 | 0.6 | 23.4 | 90 | |
| 70 | 上層間伐 | 20% | 552 | 0.6 | 28.0 | 103 | |
| 90 | 皆伐 | 100% | | | 34.5 | 462 | |

※ 樹種ヒノキ、15年生時立木本数2,750本/ha、地位IIIの条件で、長伐期施業（90年生を伐期）とした場合

※2 「収量比数（Ry）」とは、その時期の森林が蓄えることができる最大量の幹材積に対する実際の幹材積の割合のことである。間伐の時期や間伐率を決める時に用いる。間伐を行うと収量比数が下がり、その後再び1に近づいていく。

表2-3-3 収量比数

| 樹種 | 収量比数 |
|-----|------|
| スギ | 0.85 |
| ヒノキ | 0.85 |

表2-3-4 平均的な間伐の実施時期の間隔

| 区分 | 間伐の実施時期の間隔 |
|---------|------------|
| 標準伐期齢未満 | 10年 |
| 標準伐期齢以上 | 15年 |

3 計画期間内に間伐を実施する必要がある森林

本計画の計画期間内に間伐を実施する必要がある森林の所在を表 2-3-5 に示す。

これらの森林においては、計画期間内に間伐を実施するよう努めるものとする。

表 2-3-5 計画期間内に間伐を実施する必要がある森林の所在

| 地区 | 林班 | 準林班 | 小班 | 枝番 | 樹種 | 林齡 | 面積 |
|-----|-----|-----|----|----|--------|----|------|
| 入島 | 5 | は | 1 | | スギ・ヒノキ | 56 | 5.84 |
| 大代 | 11 | ち | 3 | | ヒノキ | 58 | 2.78 |
| 宍原 | 110 | に | 15 | | スギ・ヒノキ | 60 | 2.38 |
| 小河内 | 126 | ろ | 14 | | ヒノキ | 98 | 3.70 |

第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

(法第10条の5第2項第8号)

1 作業路網の整備に関する事項

ここでは、森林整備の推進や森林施業を低コストで効率的に行うために必要な作業路網の整備に関する事項を示す。作業路網については表2-4-1に定義する。

表2-4-1 作業路網の区分と定義

| 区分 | | 定義 |
|------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基幹路網 | 林道 | 不特定多数の者が利用する恒久的公共施設であり、森林整備や木材生産を進める上での幹線となるもの。 |
| | 林業専用道 | 主として森林施業のために特定の者が利用する恒久的公共施設であり、幹線となる林道を補完し、普通自動車(10t積程度のトラック)や林業用車両(大型ホイールタイプフォワーダ等)の輸送能力に応じた必要最小限の規格・構造を有することにより、森林作業道の機能を木材輸送の観点から強化・補完するもの。 |
| 細部路網 | 森林作業道 | 森林作業のために特定の者が利用し、主として林業機械(トラックを含む)の走行を予定するもの。 |

(1) 作業路網の密度に関する事項

森林施業を低コストで効率的に行うため、施業を一体的に行う森林について、森林の傾斜等に応じてあらかじめ作業システム(車両系又は架線系)を定め、表2-4-2に掲げる作業路網の密度を目安として林道及び林業専用道、森林作業道を適切に配置する。

表2-4-2 作業路網の密度

| 傾斜区分 | 作業システム | 路網密度 | |
|--------------------|--------|----------------|-----------|
| | | うち基幹路網 | |
| 緩傾斜地 (0~ 15°) | 車両系 | 110m/ha 以上 | 30~40m/ha |
| 中傾斜地 (15~ 30°) | 車両系 | 85m/ha 以上 | 23~34m/ha |
| | 架線系 | 25m/ha 以上 | |
| 急傾斜地 (30~ 35°) | 車両系 | 60m<50m>/ha 以上 | 16~26m/ha |
| | 架線系 | 20m<15m>/ha 以上 | |
| 急峻地 (35° ~) | 架線系 | 5m/ha 以上 | 5~15m/ha |

(注)「急傾斜地」のくわ書きは、広葉樹の導入による針広混交林など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(2) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網作設にかかる留意点

基幹路網の開設は、車両の安全かつ円滑な通行を確保するため、表2-4-3に示す規格（林道規程）を遵守する。林業専用道及び森林作業道の開設は「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとする。

表2-4-3 基幹路網の整備規格・基準

| 区分 | | 規格 (林道規程) | | 車道幅員 | 通行車両 |
|-------|-------|------------------|------------------|--------------------|---------------------|
| 林道 | 森林基幹道 | 第1種 及び 第2種 | 自動車道1級 自動車道2級 | 4.0m(3.0m) 3.0m | 一般車両、林業用車両 |
| | 森林管理道 | 第2種 | 自動車道3級 | 2.0m | |
| | 森林施業道 | | | | |
| 林業専用道 | | 第2種 | 自動車道2級 | 3.0m | 林業用車両 (10t積トラック) |

※第1種：セミトレーラーを設計車両とするもの

※第2種：普通自動車、小型自動車を設計車両とするもの

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画を表2-4-4に示す。詳細な計画は、別紙及び付属の概要図による。

表2-4-4 基幹路網の整備計画

| 整備計画 | 路線数 | 延長又は箇所数 |
|-----------|-------|---------|
| 森林基幹道の開設 | 7路線 | 34.5 km |
| 森林管理道の開設 | 65路線 | 69.1 km |
| 林道の改良（拡張） | 118路線 | 509 箇所 |
| 林道の改良（舗装） | 34路線 | 69.4 km |

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網は管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(3) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の整備規格・基準に係る留意事項

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備や木材の搬出のため、継続的に用いられる道であり、表2-4-5に示す通行車両による使用を想定し、また、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とする。

また、森林作業道の開設は、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとする。

表 2-4-5 森林作業道の規格

| 区分 | 幅員 | 通行車両（林業用車両） |
|-------|------------|---------------------|
| 森林作業道 | 全幅員 2.5m以上 | 車両系林業機械又は小型のトラック |
| | 全幅員 2.5m未満 | 車両系林業機械（車体幅 2.0m程度） |

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適正に管理する。

(4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

表 2-4-4 に掲げる計画に沿って、基幹路網の整備を推進していく。

また、林道等の基幹路網から 200m 以内で、傾斜が 35 度未満の森林は木材生産に適しており、こうした森林においては、細部路網の整備を推進し、利用間伐等による木材生産を促進していく。

とくに、表 2-4-4 に掲げた計画期間内に整備する基幹路網の周辺の森林を路網整備等推進区域として設定し、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進していく。

なお、路網整備等推進区域は、表 2-4-6 のとおり定める。

表 2-4-6 路網整備等推進区域

| 路網整備等 推進区域 | 面積(ha) | 開設予定 路線 | 開設予定 延長(km) | 対図 番号 | 備考 |
|---------------|--------|------------|----------------|----------|----|
| 権七峠地区 | 1,713 | 権七峠線 | 10.0 | 1 | |
| 竹ノ沢地区 | 891 | 竹ノ沢線 | 10.0 | 2 | |
| 俵峰門屋地区 | 1,016 | 俵峰門屋線 | 10.0 | 3 | |
| 仁王山地区 | 1,200 | 仁王山線 | 0.8 | 4 | |
| 竜爪有東木地区 | 1,750 | 竜爪有東木線 | 1.0 | 5 | |
| 月見山地区 | 1,050 | 月見山線 | 1.2 | 6 | |
| 十枚山地区 | 1,150 | 十枚山線 | 1.5 | 7 | |
| 樽峠地区 | 120 | 樽峠線 | 4.0 | 94 | |

※ 詳細な位置は、付属の概要図を参照。

2 その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

山土場、機械の保管、土捨場等、木材の合理的な搬出等を行うために必要とされている施設やその他森林の整備のために必要な施設について、表 2-4-7 に示す。

表 2-4-7 森林の整備のために必要な施設

| 施設の種類 | 位置 | 規模 | 対図番号 | 備考 |
|-------|----|----|------|----|
| 該当なし | | | | |

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

(法第10条の5第2項第6号)

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本市の森林は小規模零細な所有形態が多数を占めている。また森林所有者の高齢化、後継者不足により、小規模所有者が単独で効率的な森林施業を行うことが、困難な状況にある。

そこで、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめて、数十haの施業団地とした上で、作業道の整備や間伐などの森林施業を一括して行えるよう、森林の育成や利用に関する事項を意欲と実行力のある林業経営体へ委託、森林経営計画を作成することを促進し、効率的な森林の経営を図っていく。

2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策

施業の集約化や計画的な路網整備等に関する意欲と実行力のある者に対して、必要な情報の提供、必要な助言、指導その他の援助を積極的に行っていく。

また、森林の施業を効率的かつ適切に行っていくためには、森林に関する正確な情報の把握が重要であることから、森林情報の精度向上に努める。

3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、森林経営計画を作成するにあたっては、森林所有者と次の権原が付与された契約（以下「森林経営委託契約」という。）を締結する必要がある。

なお、すでに、森林所有者と長期施業受委託契約を締結している場合であっても、森林経営計画を作成するにあたっては、「森林経営委託契約」の締結が必要であることから、現行の契約内容を確認し、必要に応じて新規契約や変更契約を行うものとする。

- ① 造林、保育及び伐採に必要な育成権原
- ② ①に基づき伐採した木竹の処分権原
- ③ 森林の保護や作業路網の整備等に関する権原

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 基本的な考え方

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行う等により、森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

(2) 活用にあたっての考え方

- ① 木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として本計画に定められ、木材生産や植栽の実施が特に社会的に要請される森林について、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を優先させる。
- ② 本計画で定める森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域の森林を優先させて、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等の作業を進めることとし、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画の作成を推進するものとする。
- ③ 施業履歴等から森林整備が特に必要な区域を定め、当該区域において、地域の実情を踏まえ、優先度の高い地域から経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理集積計画の作成を進める。なお、境界が不明確であったり資源量調査に時間がかかる等により経営管理権集積計画の作成等が進まない森林については、空中写真の取得・加工、航空レーザー計測等に基づく高精度の森林資源情報の整理など、森林情報の高度化を推進することにより、取組の加速化を図る。
- ④ 経営管理権を設定した森林について、林地生産力や路網整備の状況、木材の供給先の配置等から効率的かつ安定的な経営管理が行われると考えられる森林は、積極的に経営管理実施権の対象とするとともに、条件不利地については、市町村森林経営管理事業による森林整備を進めることとする。なお、傾斜や林地生産力の条件が比較的不利であっても周辺の森林と一体的な整備をすることが適当な森林は、経営管理実施権の対象として取り扱う。
- ⑤ 市町村森林経営管理事業を実施する場合にあっては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項（間伐及び保育の標準的な方法や公益的機能別施業森林等において推進すべき施業の方法等）に適合する施業を行う。なお、当該事業の実施により、対象森林が効率的かつ安定的な経営管理が行われる森林として見込まれると認められる場合は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとする。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項（法第10条の5第2項第6号）

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同化とは、間伐、保育等の森林施業の推進について、森林所有者等の間で、施業の実施時期や実施方法について調整を行い、複数の森林所有者等が森林施業を集約化し、それを一体として効率的に行うことをいう。

森林施業の共同化を促進するために、一体として行う森林施業に適した森林を抽出するとともに、その森林所有者等の間で森林施業の集約化のための合意形成が図られるよう、指導・助言する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

集落あるいは一体として行う森林施業に適した森林の所有者等に呼びかけ、森林施業に関する話し合いの場を創出し、森林施業の共同化を図る。

また、啓発及び普及活動を行い、当該森林所有者等に対して施業実施協定への参画を促す。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同して森林施業を実施しようとする者(以下「共同施業実施者」という。)が、森林経営計画を作成するにあたっては、次の事項を明記する。

- ① 共同して行う森林施業及び保護の種類並びにその実施方法
- ② 作業路網その他施設の設置及び維持管理の方法
- ③ 共同施業実施者の一人が、上記①又は②により明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、施業の共同実施の実効性を担保するための措置

第7 その他森林整備に関する必要な事項（法第10条の5第3項第1号から第3号）

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 森林技術者の能力の向上

森林組合等の林業経営体に雇用された技術者について、生産性の向上による効率的な木材生産を担う森林技術者を育成するため、国の人材育成制度等を利用しながら、経験年数に応じた技術、知識、能力の習得を促す。

(2) 効率的な木材生産のためのプランナーの育成

森林組合等の林業経営体の職員に対し、効率的な木材生産に必要な計画を作成する知識の習得を促し、森林施業プランナーを育成する。

(3) 林業への新規就業促進

林業への就業に関心がある者を対象に、林業の仕事や就業条件などに関する情報の提供、就業支援講習会の開催を促進するとともに、林業経営体に対して短期的な雇用を支援することにより、林業への新規就業を促進する。

(4) 森林技術者の就労環境の向上

森林技術者の就労環境の向上を図ることにより、林業経営体が行う雇用環境の改善や労働安全の向上に関する取組を支援する。また、林業従事者の通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的評価を促す。

(5) しいたけ生産者の育成

地域のしいたけ生産者の育成を図るために、品質適正表示や認証取得を指導するとともに、鳥獣害対策、生産技術向上のための品評会、消費拡大P R活動などを支援する。また、新規参入者への研修実施を支援する。

2 林業機械の導入の促進に関する事項

集約的な施業を実施するために、地形や地質、森林資源状況、経営にかかるコストを総合的に考慮し、適切な路網整備と林業機械の組み合わせにより労働生産性を高め、表2-7-1をモデルとする低コスト作業システムの構築を目指す。

また、低コスト作業システムの構築に不可欠な、高性能林業機械の導入やオペレーターの育成、林業労働災害の防止等については、県や林業・木材製造業労働災害防止協会等の支援事業等を積極的に利用していくとともに、静岡市森林環境基金を活用し支援していく。

表 2-7-1 作業システムのモデル

| システム | 傾斜 | 最大到達距離 (m) | | 伐採 | 木寄せ・集材 | 枝払い・玉切り | 運搬 |
|------|----|------------|---------|------------------|-------------------|-----------------|-----------|
| | | 基幹路網から | 細部路網から | | | | |
| 車両系 | 緩 | 150～200 | 30～75 | ハーベスター | グラップル | ハーベスター | フォワーダトラック |
| | 中 | 200～300 | 40～100 | ハーベスター チェーンソー | グラップル | ハーベスター プロセッサ | フォワーダトラック |
| | 急 | 300～500 | 50～125 | チェーンソー | グラップル ワインチ | プロセッサ | フォワーダトラック |
| 架線系 | 中 | 200～300 | 100～300 | チェーンソー | スイングヤーダ タワーヤーダ | プロセッサ | トラック |
| | 急 | 300～500 | 150～500 | チェーンソー | タワーヤーダ | プロセッサ | トラック |

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用の促進のために必要な施設について、表 2-7-2 に現状を整理する。

表 2-7-2 林産物の利用の促進のために必要な施設

| 区分 | 施設の名称 | 現状 | | |
|----|-----------|-----------------|----------------------------------|------|
| | | 位置 | 規模 | 対図番号 |
| 加工 | 製材工場 | 駿河区用宗小石町外 25 か所 | 年間 25,382 m ³ | △1 |
| | 木材チップ製造工場 | 清水区長崎外 15 か所 | 年間 32,841 m ³ | △2 |
| | プレカット工場 | 葵区飯間外 5 か所 | 年間 54,804 坪 | △3 |
| | 乾燥施設 | 葵区内牧外 10 か所 | 容積 598 m ³ | △4 |
| 利用 | 木質エネルギー施設 | 葵区牧ヶ谷 | ボイラー施設 発電施設 前処理施設 各 1 基 | △5 |
| | 木質エネルギー施設 | 葵区田代 | ボイラー施設 1 基 | △6 |
| | 木質エネルギー施設 | 清水区高山 | 発電施設 前処理施設 各 1 基 | △7 |

III 森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(法第10条の5第2項第9号及び第10号)

第1 森林の病害虫の駆除又は予防の方法等

1 森林病害虫の駆除並びに予防の方針及び方法

本市は、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努める。特に、松くい虫及びナラ枯れ被害対策については、表3-1-1に示す方針に則って適切に行う。

なお、森林病害虫等の蔓延により緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合には、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

表3-1-1 松くい虫等被害対策方針

| 項目 | 方針 |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 松くい虫被害対策 | <ul style="list-style-type: none">・静岡県松くい虫被害対策事業推進計画を受けて本市の松くい虫被害対策自主事業計画を定め、これに基づいた松くい虫被害対策を実施する。・保全すべき松林の被害跡地には、マツノザイセンチュウに抵抗性を有するマツを植栽し、復旧を図る。・快適環境形成機能を高度に發揮させる必要がある海岸部の保全すべき松林は、薬剤散布及び被害木駆除を行う。・地域住民との協働により適正な管理を行い、松林の健全化を図る。・地域にとって特に重要な松に対し、予防剤の樹幹注入を行う対策を実施し、保全する。 <p>*ただし、被害対策については、三保松原の松林保全技術会議における三保松原の松林保全に向けた提言書を基に有識者と連携し、随時改善、刷新を行う。</p> |
| ナラ枯れ被害対策 | 地域で被害の早期発見・監視に努め、初期段階で、適切な防除を推進する。 |

2 森林病害虫の駆除及び予防の体制作りの方針

森林病害虫による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などのため、森林所有者を始め、地域住民への呼びかけを行い、森林病害虫の被害木等の情報収集に努める。

また、地域住民が情報提供しやすいよう、窓口や投書箱の設置を行う。

第2 鳥獣による森林被害対策の方法

1 鳥獣害防止森林区域の設定

森林生態系多様性基礎調査の結果等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）を表3-2-1に定める

表3-2-1 鳥獣害防止森林区域

| 対象鳥獣の種類 | 森林の区域 | 面積 (ha) |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| ニホンジカ | 旧井川村 37～43 林班、79～94 林班、 96～97 林班、103～133 林班、 136～142 林班、144～152 林班、 158～159 林班、902～908 林班、 911～924 林班、929～934 林班 954～959 林班、961～963 林班 旧梅ヶ島村 2～4 林班、6～7 林班、10 林班 15 林班、22～28 林班、30～40 林班 旧玉川村 8～19 林班、25～28 林班、40 林班 53～56 林班、58～61 林班 旧大川村 36～37 林班、39～40 林班、52～55 林 班、57～62 林班、64～66 林班 旧静岡市他 144～146 林班 旧両河内村 60～62 林班、80～90 林班 旧小島村 97～108 林班、114 林班、121～122 林 班、124～125 林班 | 29,447.76 |

2 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止森林区域の人工林においては、表3-2-2に定める方法により、鳥獣害の防止のための措置を実施するものとする。

なお、実施にあたっては、鳥獣保護管理法に基づいて県が定める第二種特定鳥獣管理計画及び鳥獣被害防止特別措置法に即して本市が作成した「静岡市鳥獣被害防止計画」に沿って行うものとする。

表3-2-2 鳥獣害の防止の方法

| 対象鳥獣の種類 | 鳥獣害の防止の方法等 |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ニホンジカ | <ul style="list-style-type: none">・ 鳥獣害防止の方法は植栽木等の保護又は捕獲とし、これらを単独又は組み合わせて実施する。・ 植栽木等の保護は、防護柵や幼齢木保護具（食害防止チューブ等）、剥皮防止帯（テープ巻等）の設置等とする。・ 防護柵は、被害防止効果が十分に発揮されるよう、適切に維持管理を行い、必要に応じて改良等を行う。・ 捕獲は、わな捕獲（くくりわな、囲いわな等）、銃器による捕獲等とする。・ 鳥獣害があまり発生しておらず、鳥獣害防止施設の設置等が不要と判断される場合には、上記の方法に代わり、現地調査等による森林のモニタリングを実施し、被害状況の確認に努める。 |

3 その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法

鳥獣害防止森林区域外の森林においても、鳥獣害防止施設の設置等による鳥獣害の防止に努めるものとする。

なお、鳥獣害の防止の方法等は、2の防止の方法に準ずるものとする。

4 鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認等

現地調査による確認のほか、森林施業を行う林業経営体や森林所有者等からの情報の収集に努める。

なお、鳥獣害の防止の方法が適切に実施されていない場合は、森林所有者等に対して指導・助言等を行う。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 林野火災の予防の方法

林野火災を予防するため、以下の方針に則った取組を行う。

- ・初期消火器材の配備を進めるとともに、山火事発生の未然防止に努める。
- ・山火事発生の危険性が高い、入山者やドライバーの入り込む地域において、タバコ及びたき火の後始末を徹底するよう周知する。
- ・林業従事者に対して、火気の取扱いに対する指導を行い、山火事予防への意識を啓発する。

第4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除については、伐倒駆除等の処理を基本とするが、やむを得ず火入れを実施する場合には、「静岡市火入れに関する条例」に基づき実施し、林野火災や周辺への延焼等の災害の発生に繋がらないよう安全管理に十分配慮するものとする。

第5 その他必要な事項

1 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

風倒害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林の所在を表3-5-1に示す。

また、松くい虫被害対策については、対策の方法及び実施する森林の区域を表3-5-2に示す。

表3-5-1 病害虫被害等のため伐採を促進すべき森林の所在

| 被害区分 | 森林の所在 | 備考 |
|------|-------|----|
| ナラ枯れ | 該当なし | |
| 風倒害 | 該当なし | |

表3-5-2 松くい虫被害対策の対策方法及び区域

| 松林区分別 | 対策方法及び森林の区域 | 備考 |
|-------------|-------------|----------------------|
| 保全すべき 松林 | 高度公益機能森林 | |
| | 地区保全森林 | 静岡県松くい虫被害対策事業推進計画による |
| 被害拡大防止森林 | | |

※ その他、「静岡市松くい虫被害対策自主事業計画」を参照

2 その他

森林病害虫及び山火事等を未然に防止するとともに、森林巡視等に役立てるため、防火林道（出火時に消防自動車が消火活動をするための道）及び標識等の設置を推進する。

また、台風等による造林木の風倒害が発生している森林の施業については、細心の注意を払って行うよう指導する。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第5条の2)

第1 保健機能森林の区域

保健文化機能を高度に発揮させる必要のある森林であって、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林を保健機能森林として定め、その森林の区域を表4-1-1に示す。

表4-1-1 保健機能森林の所在

| 森林の所在 | | | 森林の林種別面積 (ha) | | | | | | 備考 |
|-------|-----------------------|---------------------------------------------------|---------------|--------|--------|-------|-------|-----|-------------|
| 地区 | 位置(大字) | 林小班 | 合計 | 人工林 | 天然林 | 無立木地 | 竹林 | その他 | |
| 井川 | 岩崎 井川 | 117~123 130 | 378.35 | 230.00 | 126.42 | 21.93 | | | 県民の森ほか |
| 蒲原 | 蒲原 蒲原堰沢 蒲原中 | 1り1,14 16~20 2に10~21 2と35,36 40,42,44 | 74.93 | 55.65 | 17.23 | 2.05 | | | 大丸山ハイキングコース |
| 由比 | 西山寺 阿僧 東山寺 | 3る29 4る6、 わ3~4、6~8 5い1、1-1 | 19.22 | 15.12 | 1.50 | 2.60 | | | 浜石野外センター |
| 竜爪山 | 牛妻 平山 | 187ろ ～(市有林) 202～、ぬ、る | 74.54 | 62.75 | 11.73 | 0.06 | | | (仮)竜爪山市民の森 |
| 高山 | 水見色 新間 足久保口組 | 78い180~184 95い9~12 130い49~57 | 40.75 | 36.63 | 4.12 | | | | 高山市民の森 |
| 日本平 | 池田 国吉田 谷田 平沢 | 210い～を 210わ 210か、た～れ 210よ | 117.89 | 42.09 | 57.34 | 3.19 | 15.27 | | 県立自然公園 |
| | 西平松 古宿 安居 | 214い 214は 215は 215い | 45.08 | 3.24 | 41.64 | 0.20 | | | 遊木の森ほか |
| 三保 | 三保 折戸 | 173い、は～～ 173と | 23.52 | 22.16 | 1.36 | | | | 三保松原 |
| 両河内 | 西里 河内 | 27い66~68 ろ98~101 29い22~24、34 | 6.03 | 6.03 | | | | | 清水森林公園杉尾山 |

第2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

保健機能森林の区域内の森林における施業の方法は、自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な樹種からなる明るく色調に変化を有する森林を維持・誘導することを基本とし、表4-2-1のとおり定める。

表4-2-1 保健機能森林の施業の方法

| 施業の区分 | 施業の方法 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 伐採 | ・伐採に伴う裸地面積の縮小を図る。 |
| 造林 | ・周囲の自然林等との調和を図った樹種による早期の再造林に努める。 |
| 保育 | ・利用者が快適に散策等を楽しめるよう、適度な林内の明るさを維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行う。 |
| その他 | ・保健・風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・施業は、地域の林業経営体が主体となって行うとともに、森林ボランティア活動や森林環境教育の場等として多様に活用する。 |

第3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

1 森林保健施設の整備

整備することが望ましい森林保健施設とその整備、維持、運営等にあたっての留意事項を表4-3-1のとおり定める。

表4-3-1 施設の整備

| 整備することが望ましい施設 | 留意事項 |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 遊歩道・四阿・林間広場・展望台等 | ・自然環境の保全、水土の保全に留意し、適切な利用者数の見込みに応じた規模とともに、切土、盛土を最小限とすること。 ・遊歩道は、利用者が多様な林相に接することができるよう配慮するとともに、快適に利用できるよう、定期的に刈り払い等のメンテナンスを行う。 |

2 立木の期待平均樹高

施設の整備において、施設に係る建築物の高さは対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高以下とし、表4-3-2に示す。

表4-3-2 立木の期待平均樹高

| 樹種 | 期待平均樹高 | 備考 |
|----------------|------------------------------|------------------------------|
| 対象森林の樹冠を構成する樹種 | 表2-1-3に定める標準伐期齢に達した時に期待される樹高 | すでに標準伐期齢に達している立木にあたってはその樹高未満 |

第4 その他必要な事項

管理・運営は、自然環境の保全と森林の保全とが両立し、森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制・施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意する。

V その他森林の整備のために必要な事項（法第10条の5第3項第4号）

第1 森林経営計画の作成に関する事項

1 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するよう指導する。

- ・Iの第2の2に示す公益的機能別施業森林の施業方法
- ・IIの第2の3に示す植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ・IIの第5の3に示す森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3に示す共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ・IIIに示す森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 一体整備相当区域（森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域）

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域（以下、一体整備相当区域という。）を表5-1-1に定める。

表5-1-1 一体整備相当区域

| 区域名 | 林班 | 林班数 | 区域面積(ha) |
|--------|------------------|-----|----------|
| 井川北 | 旧井川村 1~10 | 10 | 848.92 |
| 井川中 | 旧井川村 11~34 | 24 | 1,758.02 |
| 田代南 | 旧井川村 35~41 | 7 | 1,382.11 |
| 田代北 | 旧井川村 70~75、77~79 | 9 | 2,401.88 |
| 小河内 | 旧井川村 80~109 | 30 | 2,381.18 |
| 岩崎・上坂本 | 旧井川村 110~129 | 20 | 1,305.52 |
| 井川南 | 旧井川村 130~143 | 14 | 1,176.67 |
| 口坂本 | 旧井川村 144~159 | 16 | 1,629.17 |
| 梅ヶ島西 | 旧梅ヶ島村 1~21 | 21 | 2,805.03 |
| 梅ヶ島東 | 旧梅ヶ島村 22~42 | 21 | 2,879.99 |
| 大河内西 | 旧大河内村 1~20 | 20 | 1,659.36 |
| 大河内北 | 旧大河内村 21~38 | 18 | 1,262.02 |
| 大河内南 | 旧大河内村 39~59 | 21 | 1,818.87 |
| 玉川南 | 旧玉川村 1~25 | 25 | 2,597.60 |
| 玉川西 | 旧玉川村 26~50 | 25 | 2,731.03 |
| 玉川北 | 旧玉川村 51~65 | 15 | 1,852.69 |
| 玉川東 | 旧玉川村 66~81 | 16 | 1,654.21 |
| 大川南 | 旧大川村 1~9 | 9 | 711.11 |
| 大川西 | 旧大川村 10~40 | 31 | 2,479.76 |
| 大川東 | 旧大川村 41~72 | 32 | 2,579.82 |

| | | | |
|--------|--------------------------------------|----|----------|
| 清沢西 | 旧清沢村 1～38 | 38 | 2,895.20 |
| 清沢東 | 旧清沢村 39～50 | 12 | 1,033.72 |
| 丸子 | 旧長田村・旧服織村・旧藁科村 1～32 | 32 | 1,256.24 |
| 藁科西 | 旧長田村・旧服織村・旧藁科村 33～65 | 33 | 2,177.02 |
| 藁科北 | 旧長田村・旧服織村・旧藁科村 66～98 | 33 | 2,209.59 |
| 藁科東 | 旧長田村・旧服織村・旧藁科村 99～115 | 17 | 941.45 |
| 足久保南 | 旧旧静岡市 116～143 | 28 | 1,740.63 |
| 足久保北 | 旧旧静岡市 144～172、182 | 30 | 2,086.99 |
| 郷島・俵峰 | 旧旧静岡市 173～181、183～196 | 23 | 1,970.99 |
| 則沢・平山 | 旧旧静岡市 197～209 | 13 | 1,051.99 |
| 清水南部 | 旧旧清水市 131～164 | 34 | 1,481.41 |
| 日本平・三保 | 旧旧静岡市 210～218 旧旧清水市 165～173 | 18 | 858.79 |
| 両河内西 | 旧両河内村 1～43 31, 35, 37, 44, 45 は欠番 | 40 | 2,553.69 |
| 両河内中 | 旧両河内村 46～68 | 23 | 1,602.95 |
| 両河内東 | 旧両河内村 69～91 | 23 | 1,457.34 |
| 小島 | 旧小島村 92～130 | 39 | 2,319.57 |
| 由比・蒲原 | 旧由比町 1～17 旧蒲原町 1～3 | 20 | 1,443.61 |

* 旧井川村 42～69、76、901～966 については一体整備相当区域の設定をしない。

第2 生活環境の整備に関する事項

中山間地域に都市部から移住する者に対して、居住するための住宅（空家）の情報を提供、空家改修費用の補助、移住のため住宅を建築する者に対して、静岡市産材の構造材や内装材を提供することにより、中山間地の定住者増加を図る。

また、農業集落排水施設、簡易水道施設などのインフラ整備や合併処理浄化槽設置補助などを実施するとともに、携帯電話不感地区解消やブロードバンド整備のための支援などをすすめ、中山間地域の生活環境の向上に努める。

第3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

市内の森林で生産された木材を使った木工工作教室や「高山市民の森」を会場に森林教室、昆虫教室、林業体験教室、シイタケ教室、市内各地の森林で自然体験教室などを実施し、森林の持つ公益的機能をPRし中山間地域での交流人口の増加を図る。また、本市が進める「漆の里」構想に基づき森林を活用して生産された漆を、国宝・重要文化財に指定されている寺社建築物へ供給することにより地域の振興につながるように努める。

第4 森林の総合利用の推進に関する事項

ダイラボウ市有林については、市民参加による森づくり活動の場として開放し、林業体験フィールドとして必要最小限の施設整備を実施していく。また、(仮称)

竜爪山・市民の森については近傍の林道俵峰門屋線の開設に合わせて整備していく。

なお、森林の総合利用施設の整備計画を表5-4-1に掲げる。

表5-4-1 森林の総合利用施設の整備計画

| 施設の種類 | 現状（参考） | | 将来 | | 対図番号 |
|------------------|--------|-------------------------|---------|----------------|------|
| | 位置 | 規模 | 位置 | 規模 | |
| (仮称) 竜爪山・市民の森 | | | 葵区牛妻・則沢 | 74ha 森林体験施設 | ① |
| 高山・市民の森 | 葵区水見色 | 38ha 森林環境展示施設 展望台 | | | ② |
| 清水森林公园 | 清水区西里 | 18ha キャンプ場 展望台 | | | ③ |
| 大丸山市有林 | 清水区蒲原 | 33ha 生活環境林 展望台 | | | ④ |
| ダイラボウ市有林 | 葵区富厚里 | 22ha 森林体験フィールド | | | ⑤ |

第5 住民参加による森林の整備に関する事項

住民参加による森林づくりに対する理解と関心を深めるために、次に掲げる取組等を行っていく。

1 地域住民参加による取組

森林インストラクターによる森林教室、林業家による林業体験教室などの実施を通じ、市民に森林の重要性を啓発するとともに、森林づくり活動への参加を促していく。

2 上下流連携による取組

未来の森サポーターとして、企業、団体等と協定を結び、森林の植林、保育作業等への参加を促す。また、手入れ不足の里山について森林環境アドプトプログラムにより保全活動への市民の参加を促す。

第6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理制度に基づく経営管理権が設定された森林を下表のとおりとする。

表 5-6-1 経営管理権設定森林

| 区域 | 作業種 | 面積(ha) | 備考 |
|--------------------|-----|------------|---------------|
| 坂ノ上地区 (旧大川村2林班) | 間伐 | 16.05 | 令和2年度 |
| 小河内地区 (清水区) | 間伐 | 20 (予定) | 令和4年度 (予定) |
| 宍原地区 | 間伐 | 20 (予定) | 令和4年度 (予定) |

森林経営管理制度に基づく経営管理権が設定された森林のうち、計画期間内に森林経営管理実施権により再委託する森林は下表のとおり。

表 5-6-2 森林経営管理実施権の設定による再委託対象森林

| 区域 | 作業種 | 面積(ha) | 備考 |
|----|-----|--------|----|
| 未定 | | | |

これら対象森林においては、木材利用を進めながら経営管理を行う。

森林経営管理制度に基づく経営管理権が設定された森林のうち、計画期間内に静岡市森林経営管理事業により森林整備を推進する森林を下表のとおりとする。

表 5-6-3 計画期間内における静岡市森林経営管理事業対象森林

| 区域 | 作業種 | 面積(ha) | 備考 |
|--------------------|-----|------------|-----------------|
| 坂ノ上地区 (旧大川村2林班) | 間伐 | 8.99 | 令和2年度 |
| 小河内地区 (清水区) | 間伐 | 18 (予定) | 令和5年度以降 (予定) |
| 宍原地区 | 間伐 | 18 (予定) | 令和5年度以降 (予定) |

これらの対象森林において、自然条件等が極めて悪い森林については、針葉樹と広葉樹が混在する複層林化を図るなど、維持管理に費用や手間を要さない自然に近い森林に誘導する。

今後の経済状況等次第では林業経営が十分に可能となり得るような森林については、枯損木及び危険木の伐採により林業経営が再開し得るように環境を維持するような経営管理を行う。

なお、今後森林簿等により施業履歴や森林経営計画の有無等を確認し、経営管理意向調査の対象森林を抽出するとともに林地台帳等により森林所有者情報を確認し、経営管理意向調査を計画的に進める。

第7 その他必要な事項

1 施業の制限を受けている森林に関する事項

保安林、自然公園、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該法令等に基づく施業を実施する。また、複数法令等による施業の制限を受けている場合は、より制限が強い法令等に基づく施業方法で行うものとする。

2 森林の保全に関して留意すべき事項

森林の保全については、適切な施業の推進、管理及び保安施設事業の計画的な実施を通じて、森林の有する水源の涵養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収・固定、環境の保全といった公益的機能の維持増進を図るとともに、伐採造林届出制度、保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用を図る。

また、近年頻発する集中豪雨等による水害を防止するために、流域治水の取組と連携するとともに、流木被害を防止するため、伐採木の適正な処理や渓流域での危険木の除去等に努める。

3 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項

森林の土地の形質の変更にあたっては、次の事項に留意する。

(1) 保安林

保安林では、保安林の指定の目的の達成に支障のない範囲に限定することとし、原則として森林以外の転用は行わないものとする。

(2) 保安林以外の森林

保安林以外の森林では、当該森林の植生、地形、地質、土壤、湧水、気象、過去に発生した災害等の自然環境条件、及び下流の河川、水路の整備状況、周辺における土地利用、水利用、景観等の生活環境条件を考慮し、次の4点に留意した上で、森林の適正な利用を図る。

- ア 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと
- イ 水害を発生させるおそれがないこと
- ウ 水の確保に著しい影響を及ぼすおそれがないこと
- エ 環境を著しく悪化させるおそれがないこと

4 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るために、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

また、近代的な森林施業の推進だけでなく、伝統的な森林施業の伝承にも努める。

5 公有林の整備に関する事項

本市は、現在人工林を中心に約2,000haの市有林を所有している。人工林については、森林組合等に保育間伐などを委託し適正な管理を行う。また計画的に樹種変更、針広混交林化を図り、森林環境教育の場として、市民参加の植樹活動等に活用する。



市有林「高山・市民の森」植樹活動

6 木材および木質バイオマスの利用促進

緑豊かで健全な本市の森林を造成するためには、適正な森林の管理・保全とそこから生産される地域材の有効利用と需要拡大が重要であるとともに、生産過程で排出される製材廃材等の処理と利活用が循環型社会の形成、持続可能な森林経営の実現を図る上で大きな課題となっている。

そのため、森林の多面的機能発揮のための森林整備を通じて供給される地域材の利用を促進するため、公共建築物等の木造化、木質化を積極的に進め、木造住宅を建築する者に対しても、静岡市産材（オクシズ材）の構造材や内装材を提供する。更に商業施設への建築用材等を提供することにより、需要の拡大と知名度の拡大をはかるとともに、林地残材等の木質バイオマスへの利活用を促進する。



オクシズ材を提供した商業施設



オクシズ材で作られた内装材「Ur」



オクシズ材を使用した保育園



オクシズ材を使用した市食堂(茶木魚)

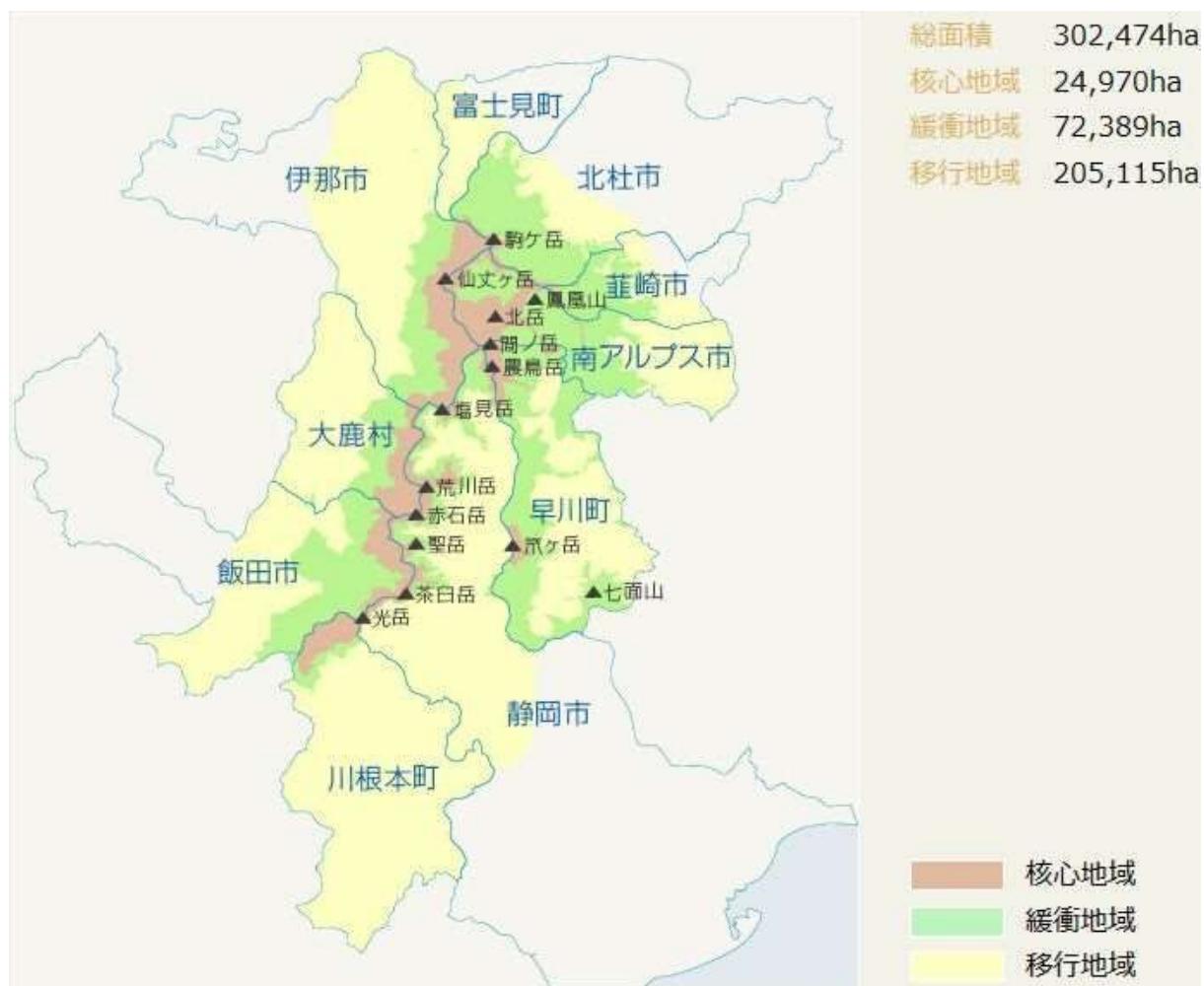
7 森林認証制度に関する事項

第三者機関が適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林や経営組織を認証し、それらの森林から生産された木材・木材製品へのラベル表示により、消費者の選択的な購買を通じて、持続可能な森林経営を支援する取り組みとして森林認証制度がある。国際的には「森林管理協議会」(FSC)など、相互認証による国際規格として、「PEFC森林認証制度相互認証プログラム」との相互認証制度である「緑の循環認証会議」(SGEC)がある。森林認証制度と森林計画制度との連携により、その実効性を高め、持続可能な森林経営を通じて、森林環境の保全に努める。

8 良好的な森林景観の形成に関する事項

(1) 南アルプス

市の北部に位置する南アルプスは静岡・山梨・長野の3県にまたがる大山脈で、貴重な動植物が生息し、3,000mを超す山が13座、そのうち10座が本市や市境にある。平成26年6月12日にユネスコエコパークに登録され、本市を特徴づける景観の一つである。森林整備にあたっては南アルプスの雄大な自然の保全に努めるとともに、調査、研究、環境教育のフィールドとして活用する他、自然環境と調和した歴史、文化を生かしたエコツーリズムを推進する。



写真：千枚岳からの荒川三山と赤石岳

(2) 三保松原

清水区南部に位置する三保松原は、海岸線7kmに渡って松林が茂り、波打ち際から望む富士山の美しさから国の名勝、日本平・三保松原県立自然公園に指定されている。また、富士山と三保松原を表現した数々の絵画や和歌が芸術の源泉・信仰の対象として富士山との関係性が深く、構成資産に相応しいと評価され、平成25年6月には富士山世界文化遺産の構成資産として登録された。

しかしながら、雑草や異種樹木の繁茂、土壤の富栄養化及び踏圧・車両の輪圧などの様々な要因によりマツの生育環境の悪化、マツ材線虫病による松枯れ、所有と管理の複雑化など、その保全には課題が多く、官民一体となった対策が必要である。森林整備にあたっては、「三保松原保全活用計画」等の関連する計画との整合性をとり、地域住民や研究機関、NPO、企業と連携して、その保全に努めるものとする。



写真：三保松原から富士山を望む

(3) 日本平

市の南部、駿河区と清水区の境界に位置する日本平は、日本の観光百選、国の名勝、県立自然公園に指定された標高307mの丘陵地であり、山頂からは駿河湾・伊豆半島・富士山・南アルプスと360度のパノラマビューが広がり、広葉樹林が多く、春には新緑、秋には紅葉と四季を通じて素晴らしい景観が楽しめる。

また、平成30年11月山頂にオープンした「日本平夢テラス」は、静岡市産材（オクシズ材）を使った展望施設で、市内外から多く観光客が訪れる。森林の整備にあたっては、「日本平公園基本計画」等の関連する計画との整合性をとり、市民の憩いの場としての発展、保全に努めるものとする。



写真：日本平山頂展望施設「日本平夢テラス」

別紙

基幹路網の整備計画

ア 林道の開設（森林基幹道）計画

(単位 延長：km、面積：ha)

| 開設/ 拡張 | 種類 | 区分 | 位置 (市町) | 路線名 | 計画期 区分 | 延長 | 利用区 域面積 | うち前半 5年分 | 対図 番号 | 備考 |
|-----------|------|----|--------------------|-------|---------------|----------------------|------------|-------------|----------|----|
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 計 | 7 路線 | 前期 後期 計 | 15.0 19.5 34.5 | 8,770 | | | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) 計 | 7 路線 | 前期 後期 計 | 15.0 19.5 34.5 | 8,770 | | | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 権七峠 | 前期 後期 計 | 5.0 5.0 10.0 | 1,713 | ○ | 1 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 竹ノ沢 | 前期 後期 計 | 5.0 5.0 10.0 | 891 | ○ | 2 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 俵峰門屋 | 前期 後期 計 | 5.0 5.0 10.0 | 1,016 | ○ | 3 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 仁王山 | 前期 後期 計 | - 0.8 0.8 | 1,200 | | 4 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 竜爪有東木 | 前期 後期 計 | - 1.0 1.0 | 1,750 | | 5 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 月見山 | 前期 後期 計 | - 1.2 1.2 | 1,050 | | 6 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 十枚山 | 前期 後期 計 | - 1.5 1.5 | 1,150 | | 7 | |

イ 林道の開設（森林管理道）計画

(単位 延長 : km、面積 : ha)

| 開設/ 拡張 | 種類 | 区分 | 位置 (市町) | 路線名 | 計画期 区分 | 延長 | 利用区 域面積 | うち前半 5年分 | 対図 番号 | 備考 |
|-----------|------|----|--------------------|-------------|---------------|----------------------|------------|-------------|----------|----|
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 計 | 66 路線 | 前期 後期 計 | 24.8 45.1 69.9 | 13,923 | | | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) 計 | 47 路線 | 前期 後期 計 | 22.0 33.5 55.5 | 11,409 | | | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 大島沢 | 前期 後期 計 | - 0.1 0.1 | 349 | | 31 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 出し山 | 前期 後期 計 | - 0.3 0.3 | 250 | | 32 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 一色山 | 前期 後期 計 | - 0.3 0.3 | 500 | | 33 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 桂山 | 前期 後期 計 | 1.5 1.5 3.0 | 219 | ○ | 34 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 檜ノ木峠支 | 前期 後期 計 | - 1.0 1.0 | 97 | | 35 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 水見色 | 前期 後期 計 | - 0.1 0.1 | 146 | | 36 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 俵峰平野 | 前期 後期 計 | - 1.5 1.5 | 500 | | 37 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 杉ノ沢 | 前期 後期 計 | 0.3 - 0.3 | 87 | ○ | 38 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 八重枯 | 前期 後期 計 | 0.8 0.5 1.3 | 122 | ○ | 39 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 才才グナ支 | 前期 後期 計 | - 0.1 0.1 | 68 | | 40 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 相俣 | 前期 後期 計 | - 0.3 0.3 | 500 | | 41 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 崩野 | 前期 後期 計 | 0.8 0.8 1.6 | 63 | ○ | 42 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 檜尾智者山 | 前期 後期 計 | 2.5 2.5 5.0 | 653 | ○ | 43 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 梅ヶ島牛首 | 前期 後期 計 | - 1.0 1.0 | 700 | | 44 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 関之沢 | 前期 後期 計 | - 0.3 0.3 | 100 | | 45 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 奥トウベット ウ | 前期 後期 計 | - 0.3 0.3 | 107 | | 46 | |

| 開設/ 拡張 | 種類 | 区分 | 位置 (市町) | 路線名 | 計画期 区分 | 延長 | 利用区 域面積 | うち前半 5年分 | 対図 番号 | 備考 |
|-----------|------|----|---------------|------------|---------------|-------------------|------------|-------------|----------|----|
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 川島 | 前期 後期 計 | - 0.5 0.5 | 188 | | 47 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 諸子沢 | 前期 後期 計 | - 0.3 0.3 | 171 | | 48 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 大平 | 前期 後期 計 | - 0.1 0.1 | 158 | | 49 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 所沢 | 前期 後期 計 | - 0.1 0.1 | 195 | | 50 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 日影沢 | 前期 後期 計 | - 0.3 0.3 | 356 | | 51 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 戸持網掛 | 前期 後期 計 | 0.3 0.5 0.8 | 55 | ○ | 52 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | ダイラボウ | 前期 後期 計 | - 1.0 1.0 | 59 | | 53 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 津渡野郷島 | 前期 後期 計 | - 1.0 1.0 | 407 | | 54 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 高山支 | 前期 後期 計 | - 1.0 1.0 | 100 | | 55 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 大原水見色 | 前期 後期 計 | 1.0 1.0 2.0 | 300 | ○ | 56 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 日影山 | 前期 後期 計 | - 1.0 1.0 | 114 | | 57 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 中沢奥 池ヶ谷 | 前期 後期 計 | 0.5 1.0 1.5 | 295 | ○ | 58 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 栃木腰越線 | 前期 後期 計 | 0.5 1.0 1.5 | 172 | ○ | 59 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 大沢栃木 | 前期 後期 計 | 0.5 0.5 1.0 | 100 | ○ | 60 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 一本杉峠 | 前期 後期 計 | 2.0 2.0 4.0 | 405 | ○ | 61 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 大平見 | 前期 後期 計 | 0.7 - 0.7 | 114 | ○ | 62 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 突先山 | 前期 後期 計 | - 0.7 0.7 | 950 | | 63 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 炭焼峠 文殊岳 | 前期 後期 計 | - 0.1 0.1 | 682 | | 64 | |

| 開設/ 拡張 | 種類 | 区分 | 位置 (市町) | 路線名 | 計画期 区分 | 延長 | 利用区 域面積 | うち前半 5年分 | 対図 番号 | 備考 |
|-----------|------|-----------|--------------------|-------|---------------|---------------------|------------|-------------|----------|----|
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 相沢 | 前期 後期 計 | - 0.3 0.3 | 133 | | 65 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 富沢山中 | 前期 後期 計 | - 0.7 0.7 | 384 | | 66 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 中沢落合 | 前期 後期 計 | 1.5 1.5 3.0 | 311 | ○ | 67 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 白沢 | 前期 後期 計 | - 1.0 1.0 | 113 | | 68 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 能又馬込 | 前期 後期 計 | 1.0 - 1.0 | 69 | ○ | 69 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 藤代大段 | 前期 後期 計 | 1.0 1.0 2.0 | 100 | ○ | 70 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 峰ヲギ久保 | 前期 後期 計 | 0.5 0.5 1.0 | 78 | ○ | 71 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 唐沢 | 前期 後期 計 | 1.0 1.1 2.1 | 69 | ○ | 72 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 奥長島日向 | 前期 後期 計 | 1.0 1.0 2.0 | 500 | ○ | 73 | |
| 開設 | 自動車道 | 林業 専用道 | 静岡市 (旧静岡市) | 沢山石津支 | 前期 後期 計 | 1.0 - 1.0 | 23 | ○ | 74 | |
| 開設 | 自動車道 | 林業 専用道 | 静岡市 (旧静岡市) | 梅地スネ沢 | 前期 後期 計 | 3.0 3.0 6.0 | 261 | ○ | 75 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 門屋 | 前期 後期 計 | 0.3 0.2 0.5 | 36 | ○ | 95 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧静岡市) | 坂ノ上 | 前期 後期 計 | 0.3 0.5 0.8 | 50 | ○ | 96 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧清水市) 計 | 18 路線 | 前期 後期 計 | 2.8 11.4 14.2 | 2,393 | | | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧清水市) | 櫻立 | 前期 後期 計 | - 0.4 0.4 | 55 | | 76 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧清水市) | 小判沢 | 前期 後期 計 | - 0.5 0.5 | 185 | | 77 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧清水市) | 立花 | 前期 後期 計 | - 0.4 0.4 | 104 | | 78 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧清水市) | 湯沢 | 前期 後期 計 | - 0.7 0.7 | 31 | | 79 | |

| 開設/ 拡張 | 種類 | 区分 | 位置 (市町) | 路線名 | 計画期 区分 | 延長 | 利用区 域面積 | うち前半 5年分 | 対図 番号 | 備考 |
|-----------|------|-----------|--------------------|-------|---------------|-------------------|------------|-------------|----------|----|
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧清水市) | 神沢原 | 前期 後期 計 | - 0.5 0.5 | 202 | | 80 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧清水市) | 西の入 | 前期 後期 計 | - 0.3 0.3 | 89 | | 81 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧清水市) | 承元寺 | 前期 後期 計 | - 0.3 0.3 | 52 | | 82 | |
| 開設 | 自動車道 | 林業 専用道 | 静岡市 (旧清水市) | 炭平峠 | 前期 後期 計 | 0.5 0.5 1.0 | 63 | ○ | 83 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧清水市) | 桧村 | 前期 後期 計 | - 0.4 0.4 | 83 | | 84 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧清水市) | 大鳥支 | 前期 後期 計 | - 0.5 0.5 | 113 | | 85 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧清水市) | 貝伏 | 前期 後期 計 | - 0.5 0.5 | 206 | | 86 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧清水市) | 石沢小判沢 | 前期 後期 計 | - 1.0 1.0 | 270 | | 87 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧清水市) | 元沢湯沢 | 前期 後期 計 | 0.3 2.0 2.3 | 310 | ○ | 88 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧清水市) | 宍原中一色 | 前期 後期 計 | - 0.3 0.3 | 230 | | 89 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧清水市) | 大平 | 前期 後期 計 | - 0.5 0.5 | 190 | | 90 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧清水市) | 樽峠大鳥 | 前期 後期 計 | - 0.3 0.3 | 160 | | 91 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧清水市) | 富嶽 | 前期 後期 計 | - 0.3 0.3 | 50 | | 92 | |
| 開設 | 自動車道 | 林業 専用道 | 静岡市 (旧清水市) | 樽峠 | 前期 後期 計 | 2.0 2.0 4.0 | 120 | ○ | 94 | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧由比町) 計 | 1路線 | 前期 後期 計 | - 0.2 0.2 | 121 | | | |
| 開設 | 自動車道 | | 静岡市 (旧由比町) | 風篠 | 前期 後期 計 | - 0.2 0.2 | 121 | | 93 | |

ウ 林道の拡張（改良）計画

(単位 箇所数：箇所、面積：ha)

| 開設/ 拡張 | 種類 | 区分 | 位置 (市町) | 路線名 | 計画期 区分 | 箇所数 | 利用区 域面積 | うち前半 5年分 | 対図 番号 | 改良の 種類 | 備考 |
|-----------|------|----|--------------------|------------|---------------|-------------------|------------|-------------|----------|--------------|----|
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 計 | 119 路線 | 前期 後期 計 | 258 253 510 | 74, 540 | | | | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) 計 | 94 路線 | 前期 後期 計 | 228 227 455 | 70, 408 | | | | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 明神谷 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 2, 129 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 信濃俣 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 4, 098 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 東俣 | 前期 後期 計 | 15 15 30 | 27, 735 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 井川雨畑 | 前期 後期 計 | 5 5 10 | 8, 466 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 関ノ沢 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 1, 763 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 小河内川 | 前期 後期 計 | 5 5 10 | 1, 093 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 東河内 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 1, 168 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 勘行峰 | 前期 後期 計 | 10 10 20 | 840 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 大島沢 | 前期 後期 計 | 3 3 6 | 349 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 中沢 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 120 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 檍ノ木峠 支 | 前期 後期 計 | 5 5 10 | 97 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | シナノキ 沢 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 221 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 川島 | 前期 後期 計 | 3 3 6 | 188 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | トウベツ トウ | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 71 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 権七峠 | 前期 後期 計 | 5 5 10 | 1, 713 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |

| 開設/ 拡張 | 種類 | 区分 | 位置 (市町) | 路線名 | 計画期 区分 | 箇所数 | 利用区 域面積 | うち前半 5年分 | 対図 番号 | 改良の 種類 | 備考 |
|-----------|------|----|---------------|-----------|---------------|--------------|------------|-------------|----------|--------------|----|
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 竹ノ沢 | 前期 後期 計 | 5 5 10 | 891 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 中沢落合 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 128 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 本谷沢 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 791 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 梅沢 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 108 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 栗尾峰 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 138 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 所沢 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 195 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | オオグナ | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 149 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 穴沢 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 39 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 大久保沢 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 145 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 田代 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 32 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 八十岡 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 132 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 慈悲尾 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 43 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 郷沢 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 35 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 相沢 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 133 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 津渡野 郷島 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 407 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 有渡沢 | 前期 後期 計 | 5 5 10 | 655 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 水見色 新間 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 389 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 大久保山 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 90 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |

| 開設/ 拡張 | 種類 | 区分 | 位置 (市町) | 路線名 | 計画期 区分 | 箇所数 | 利用区 域面積 | うち前半 5年分 | 対図 番号 | 改良の 種類 | 備考 |
|-----------|------|----|---------------|-----------|---------------|--------------|------------|-------------|----------|--------------------------|----|
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 横峰 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 37 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 高山 | 前期 後期 計 | 5 5 10 | 379 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 炭焼平山 | 前期 後期 計 | 5 5 10 | 339 | ○ | | (1, 237) 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 則沢 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 249 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 宇津ノ谷 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 106 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 西沢 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 32 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 西又 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 23 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 西又東 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 20 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 立沢 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 50 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 大沢 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 133 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 寺之谷 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 182 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 飯間 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 136 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 有東木 | 前期 後期 計 | 5 5 10 | 233 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 沢山石津 | 前期 後期 計 | 5 5 10 | 490 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 平野 | 前期 後期 計 | 5 5 10 | 741 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 中平北沢 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 279 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 横山 | 前期 後期 計 | 3 3 6 | 296 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 豊岡 梅ヶ島 | 前期 後期 計 | 5 5 10 | 2, 527 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |

| 開設/ 拡張 | 種類 | 区分 | 位置 (市町) | 路線名 | 計画期 区分 | 箇所数 | 利用区 域面積 | うち前半 5年分 | 対図 番号 | 改良の 種類 | 備考 |
|-----------|------|----|---------------|------|---------------|--------------|------------|-------------|----------|--------------|----|
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 井戸沢東 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 40 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 草木 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 211 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 天神山 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 33 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 戸持 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 316 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 濁川 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 347 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 三郷 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 681 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 坂本 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 156 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 尾沢渡 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 248 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 檍ノ木峠 | 前期 後期 計 | 5 5 10 | 1,158 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 崩野 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 63 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 大平見 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 114 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 杉ノ沢 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 87 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 川久保 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 94 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 野田平 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 74 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 八重枯 | 前期 後期 計 | 5 5 10 | 122 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 諸子沢峯 | 前期 後期 計 | 5 5 10 | 438 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 日向 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 508 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 日向支 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 92 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |

| 開設/ 拡張 | 種類 | 区分 | 位置 (市町) | 路線名 | 計画期 区分 | 箇所数 | 利用区 域面積 | うち前半 5年分 | 対図 番号 | 改良の 種類 | 備考 |
|-----------|------|----|---------------|------------|---------------|--------------|------------|-------------|----------|--------------|----|
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 唐沢 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 60 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 黒川 | 前期 後期 計 | 5 5 10 | 234 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 栃木 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 172 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 大沢北 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 289 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 大樽沢 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 330 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 細木 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 36 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 奥池ヶ谷 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 175 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 諸の倉 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 71 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 鍋伏峠 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 108 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 桂山 | 前期 後期 計 | 3 3 6 | 219 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 中段 | 前期 後期 計 | 3 3 6 | 105 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 横沢大間 | 前期 後期 計 | 3 3 6 | 54 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 水見色 新間支 | 前期 後期 計 | 3 3 6 | 228 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 内牧 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 59 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 藤代大段 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 95 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 小島 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 51 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 瀬戸坂 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 243 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | ダイラボ ウ | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 59 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |

| 開設/ 拡張 | 種類 | 区分 | 位置 (市町) | 路線名 | 計画期 区分 | 箇所数 | 利用区 域面積 | うち前半 5年分 | 対図 番号 | 改良の 種類 | 備考 |
|-----------|------|----|--------------------|-----------|---------------|----------------|------------|-------------|----------|-------------------------|----|
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 飯渡井 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 156 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 俵峰門屋 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 1,016 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 八伏 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 186 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 檜尾 智者山 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 653 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 門屋 | 前期 後期 計 | 2 1 3 | 36 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 唐沢 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 48 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧静岡市) | 西日影沢 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 140 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧清水市) 計 | 21路線 | 前期 後期 計 | 25 21 46 | 3,538 | | | | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧清水市) | 炭焼平山 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 898 | ○ | | (1,237) 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧清水市) | 元沢金石 | 前期 後期 計 | 2 2 4 | 187 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧清水市) | 桑又 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 290 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧清水市) | 小判沢 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 185 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧清水市) | 松葉洞 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 163 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧清水市) | 伊佐布 | 前期 後期 計 | - 1 1 | 139 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧清水市) | 石沢 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 200 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧清水市) | 桧村 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 83 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧清水市) | 樽 | 前期 後期 計 | 1 - 1 | 32 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧清水市) | 神沢原 | 前期 後期 計 | 2 1 3 | 202 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |

| 開設/ 拡張 | 種類 | 区分 | 位置 (市町) | 路線名 | 計画期 区分 | 箇所数 | 利用区 域面積 | うち前半 5年分 | 対図 番号 | 改良の 種類 | 備考 |
|-----------|------|----|--------------------|-----------|---------------|-------------|------------|-------------|----------|--------------|----|
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧清水市) | 大鳥 | 前期 後期 計 | 2 1 3 | 183 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧清水市) | 阿津羅沢 | 前期 後期 計 | 1 - 1 | 168 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧清水市) | 日向谷 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 83 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧清水市) | 北滝 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 93 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧清水市) | 吉原峯山 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 119 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧清水市) | 茂畑 | 前期 後期 計 | 1 - 1 | 53 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧清水市) | 笹の峠 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 71 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧清水市) | 承元寺 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 52 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧清水市) | 金石 | 前期 後期 計 | 1 - 1 | 77 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧清水市) | 茂畑報徳 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 51 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧清水市) | 小河内 桑又 | 前期 後期 計 | 2 3 5 | 209 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧蒲原町) 計 | 1路線 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 112 | | | | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧蒲原町) | 善福寺 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 112 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧由比町) 計 | 4路線 | 前期 後期 計 | 4 4 8 | 482 | | | | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧由比町) | 桜野 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 38 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧由比町) | 槍野 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 59 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧由比町) | 浜石池田 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 264 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |
| 拡張 | 自動車道 | 改良 | 静岡市 (旧由比町) | 風篠 | 前期 後期 計 | 1 1 2 | 121 | ○ | | 法面保全 局部改良 | |

工 林道の拡張（舗装）計画

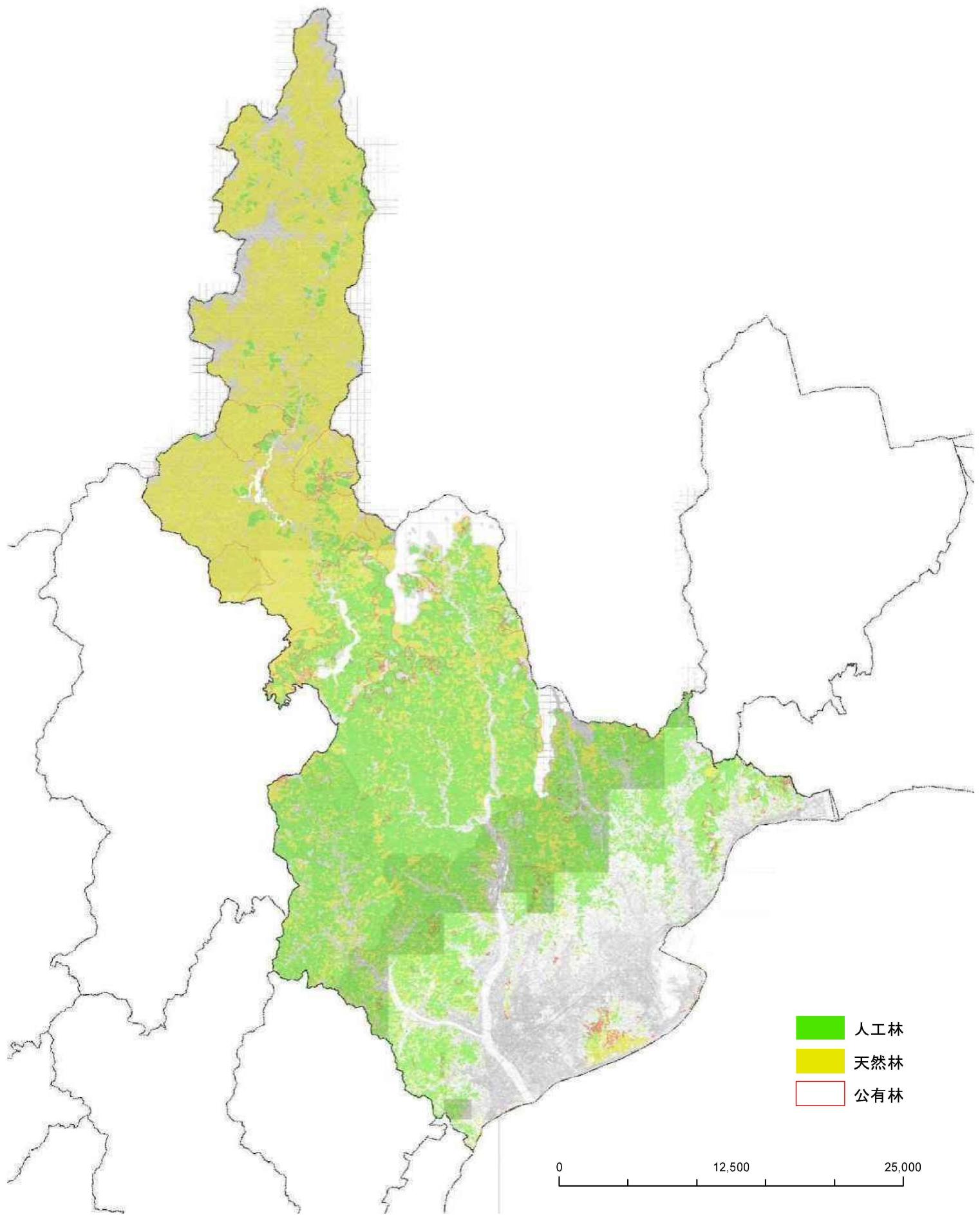
(単位 延長：km、面積：ha)

| 開設/ 拡張 | 種類 | 区分 | 位置 (市町) | 路線名 | 計画期 区分 | 延長 | 利用区 域面積 | うち前半 5年分 | 対図 番号 | 備考 |
|-----------|------|----|--------------------|-----------|---------------|----------------------|------------|-------------|----------|----|
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 計 | 34 路線 | 前期 後期 計 | 42.1 27.3 69.4 | 42,759 | | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧静岡市) 計 | 24 路線 | 前期 後期 計 | 27.8 19.1 46.9 | 40,975 | | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧静岡市) | 閑ノ沢 | 前期 後期 計 | 1.0 1.0 2.0 | 1,763 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧静岡市) | 小河内川 | 前期 後期 計 | 2.5 1.0 3.5 | 1,093 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧静岡市) | 大島沢 | 前期 後期 計 | 1.0 1.0 2.0 | 349 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧静岡市) | 東俣 | 前期 後期 計 | 2.5 1.0 3.5 | 27,735 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧静岡市) | 水見色 新間 | 前期 後期 計 | 0.5 0.5 1.0 | 389 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧静岡市) | 戸持 | 前期 後期 計 | 0.4 0.4 0.8 | 316 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧静岡市) | 権七峠 | 前期 後期 計 | 2.5 1.0 3.5 | 1,713 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧静岡市) | 崩野 | 前期 後期 計 | 0.4 0.4 0.8 | 63 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧静岡市) | 井戸沢東 | 前期 後期 計 | 0.4 0.4 0.8 | 40 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧静岡市) | 草木 | 前期 後期 計 | 0.3 0.3 0.6 | 211 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧静岡市) | 東河内 | 前期 後期 計 | 0.6 0.6 1.2 | 1,168 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧静岡市) | 樅ノ木峠 | 前期 後期 計 | 5.0 1.0 6.0 | 1,158 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧静岡市) | 有東木 | 前期 後期 計 | 0.5 - 0.5 | 233 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧静岡市) | 高山 | 前期 後期 計 | 1.0 1.0 2.0 | 379 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧静岡市) | 中段 | 前期 後期 計 | 1.0 1.0 2.0 | 105 | ○ | | |

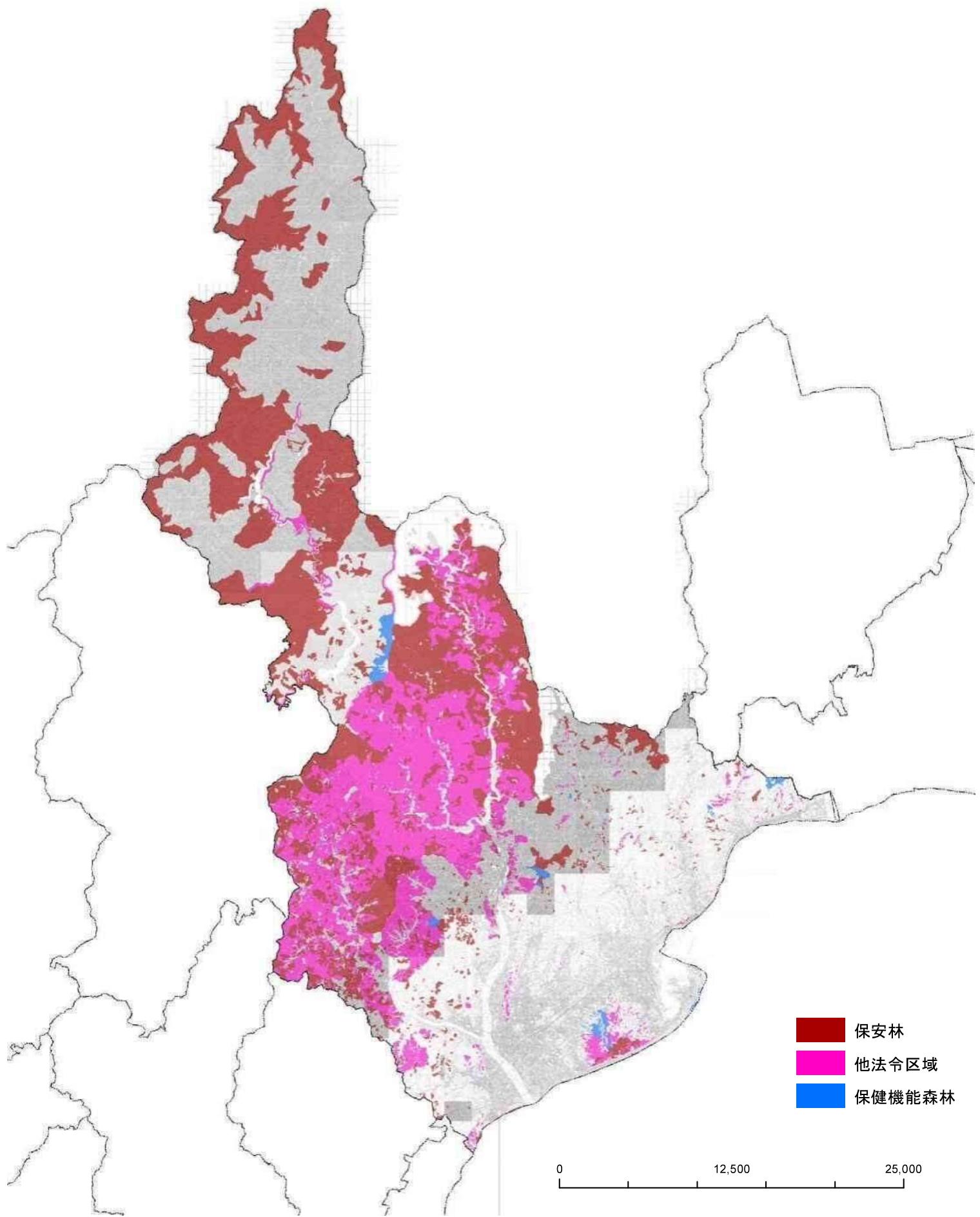
| 開設/ 拡張 | 種類 | 区分 | 位置 (市町) | 路線名 | 計画期 区分 | 延長 | 利用区 域面積 | うち前半 5年分 | 対図 番号 | 備考 |
|-----------|------|----|--------------------|-----------|---------------|---------------------|------------|-------------|----------|----|
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧静岡市) | 横山 | 前期 後期 計 | 1.0 1.0 2.0 | 296 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧静岡市) | 俵峰門屋 | 前期 後期 計 | 1.0 1.0 2.0 | 1,016 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧静岡市) | 一本杉峠 | 前期 後期 計 | 1.0 1.0 2.0 | 701 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧静岡市) | 八重枯 | 前期 後期 計 | 1.0 1.0 2.0 | 122 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧静岡市) | 檜尾 智者山 | 前期 後期 計 | 1.0 1.0 2.0 | 653 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧静岡市) | 諸子沢峰 | 前期 後期 計 | 0.2 0.5 0.7 | 438 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧静岡市) | 川久保 | 前期 後期 計 | 1.0 1.0 2.0 | 94 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧静岡市) | 才オグナ | 前期 後期 計 | 1.0 1.0 2.0 | 149 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧静岡市) | 本谷沢 | 前期 後期 計 | 1.0 1.0 2.0 | 791 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧清水市) 計 | 8路線 | 前期 後期 計 | 13.6 7.5 21.1 | 1,399 | | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧清水市) | 大鳥 | 前期 後期 計 | 2.8 1.0 3.8 | 183 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧清水市) | 樽 | 前期 後期 計 | 1.3 1.0 2.3 | 32 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧清水市) | 吉原峯山 | 前期 後期 計 | 1.4 1.0 2.4 | 119 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧清水市) | 神沢原 | 前期 後期 計 | 1.1 1.0 2.1 | 202 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧清水市) | 松葉洞 | 前期 後期 計 | 1.4 1.0 2.4 | 163 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧清水市) | 桑又 | 前期 後期 計 | 1.1 1.0 2.1 | 290 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧清水市) | 小河内桑又 | 前期 後期 計 | 4.0 1.0 5.0 | 242 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧清水市) | 阿津羅沢 | 前期 後期 計 | 0.5 0.5 1.0 | 168 | ○ | | |

| 開設/ 拡張 | 種類 | 区分 | 位置 (市町) | 路線名 | 計画期 区分 | 延長 | 利用区 域面積 | うち前半 5年分 | 対図 番号 | 備考 |
|-----------|------|----|--------------------|------|---------------|-------------------|------------|-------------|----------|----|
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧由比町) 計 | 2 路線 | 前期 後期 計 | 0.7 0.7 1.4 | 385 | | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧由比町) | 浜石池田 | 前期 後期 計 | 0.5 0.5 1.0 | 264 | ○ | | |
| 拡張 | 自動車道 | 舗装 | 静岡市 (旧由比町) | 風篠 | 前期 後期 計 | 0.2 0.2 0.4 | 121 | ○ | | |

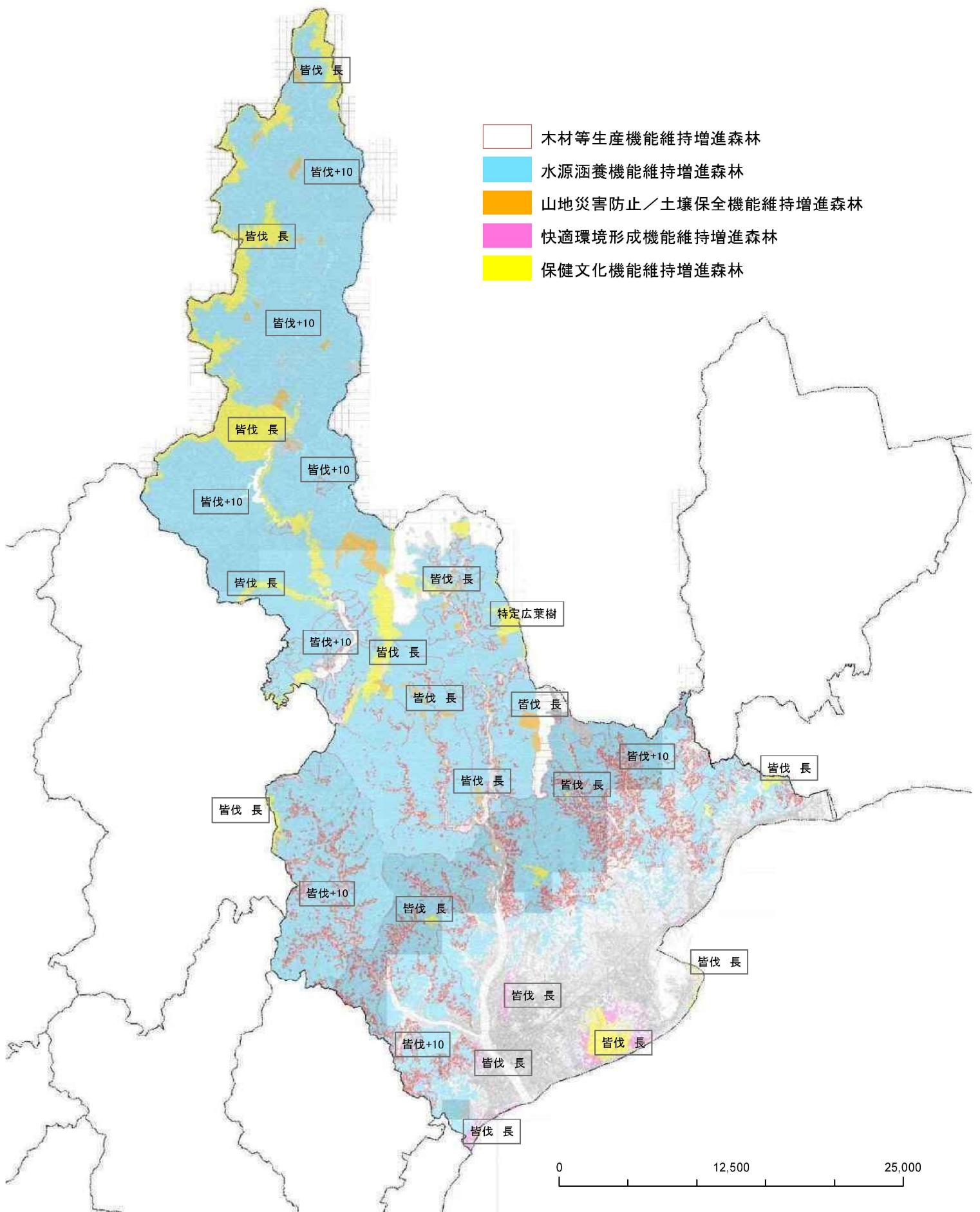
静岡市森林整備計画 現況図(5条森林、公有林)

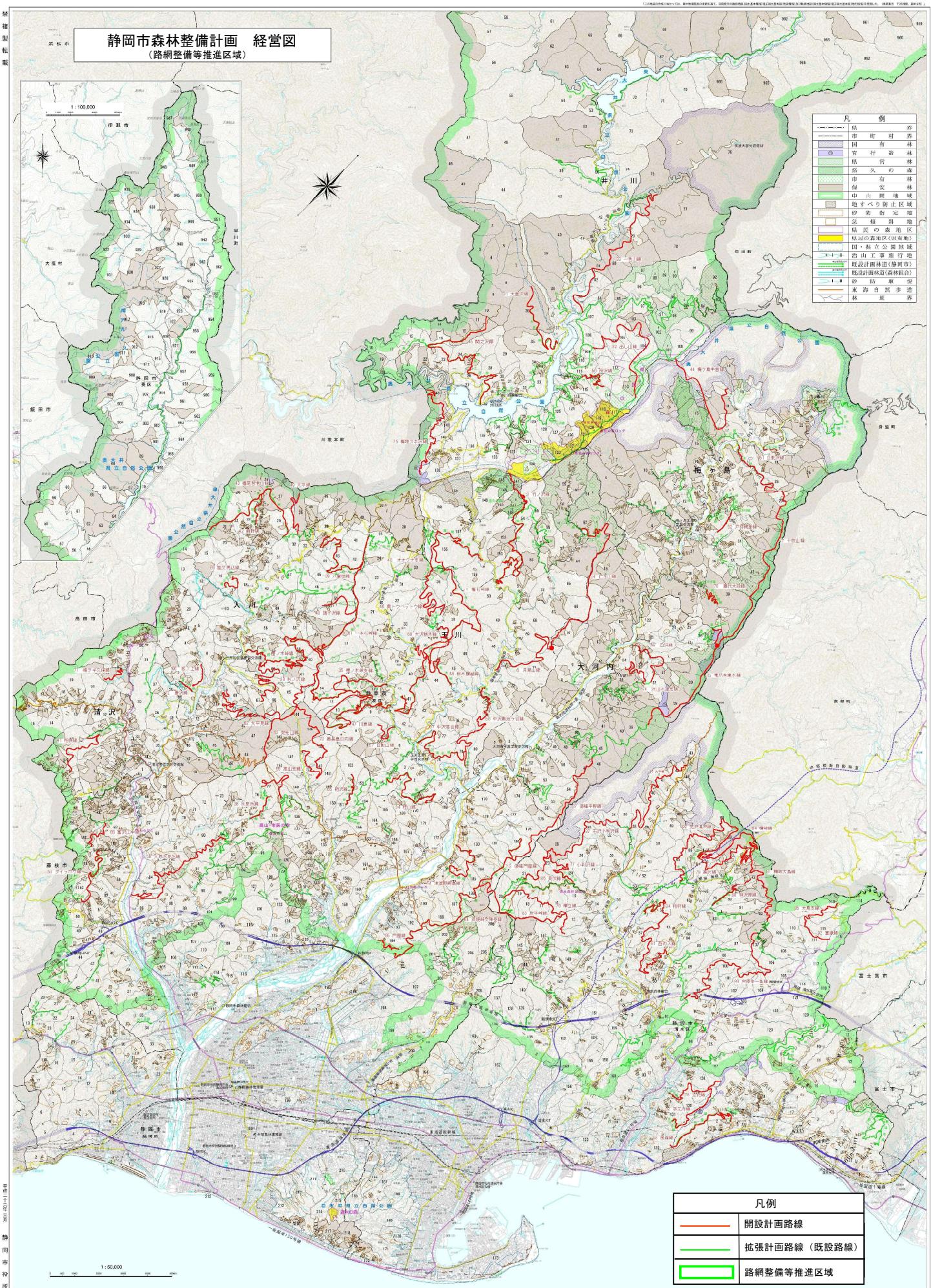


静岡市森林整備計画 現況図 (保安林、他法令区域、保健機能森林)

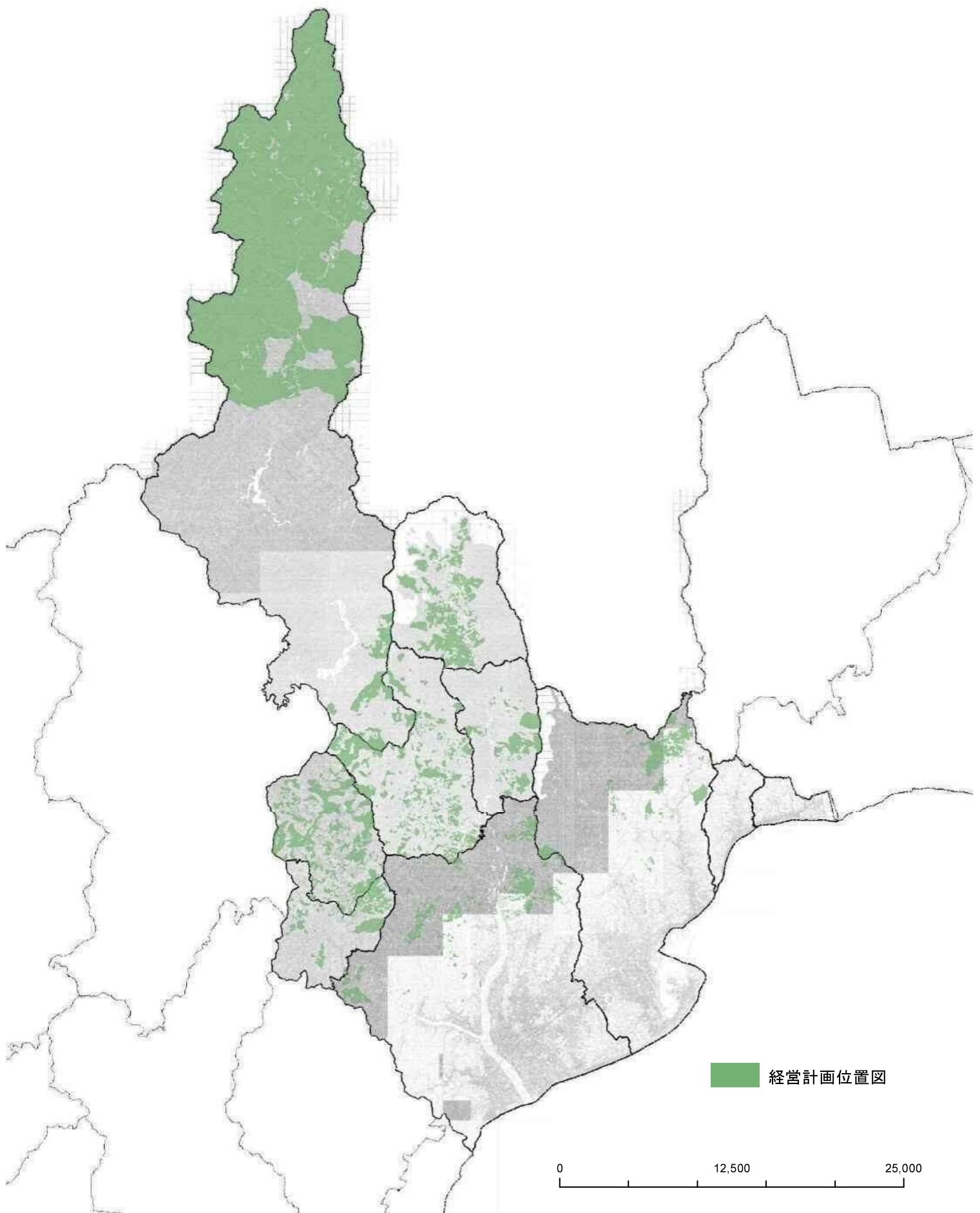


静岡市森林整備計画 経営図(区域+施業種)

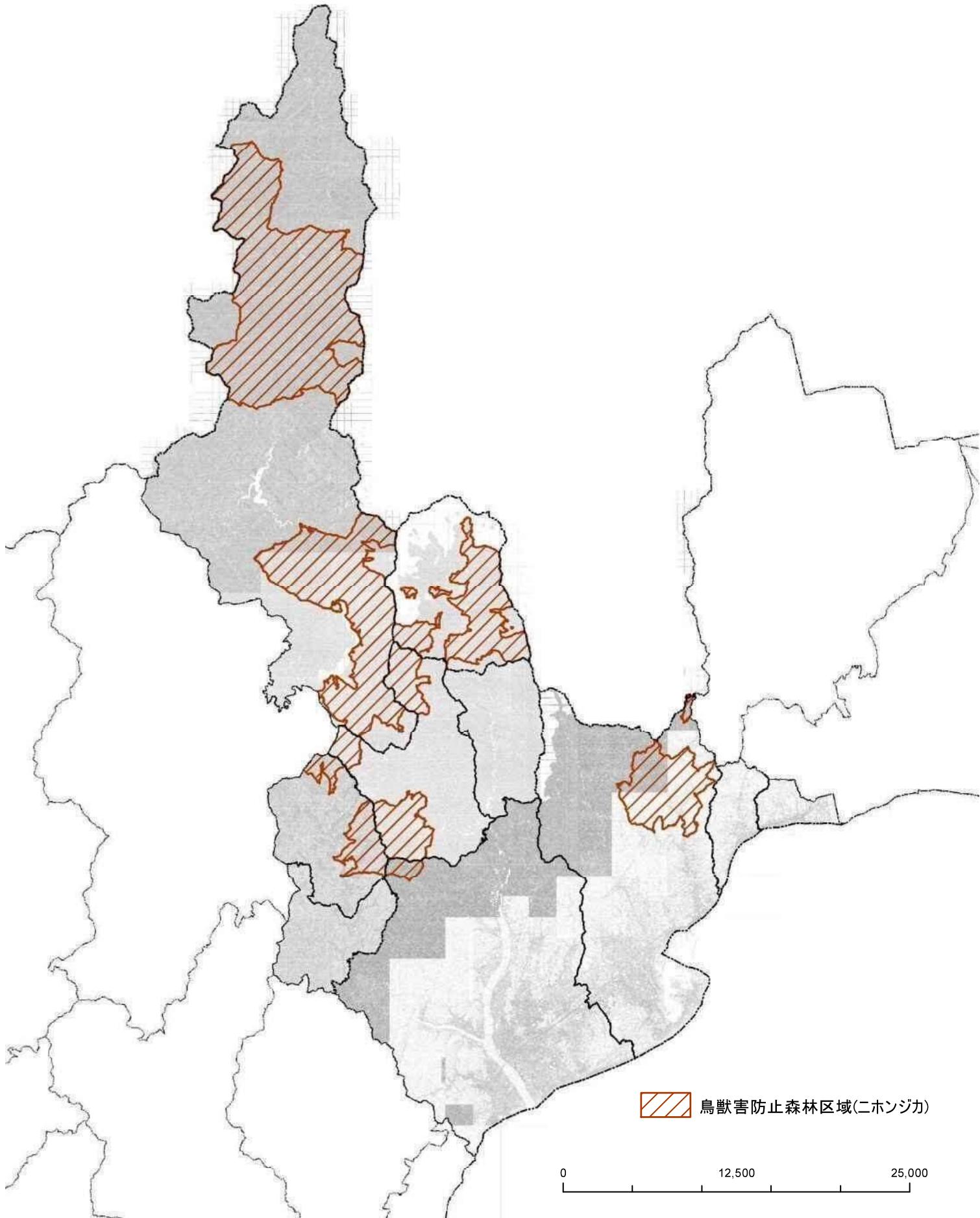




静岡市森林整備計画 経営図(森林経営計画作成森林)



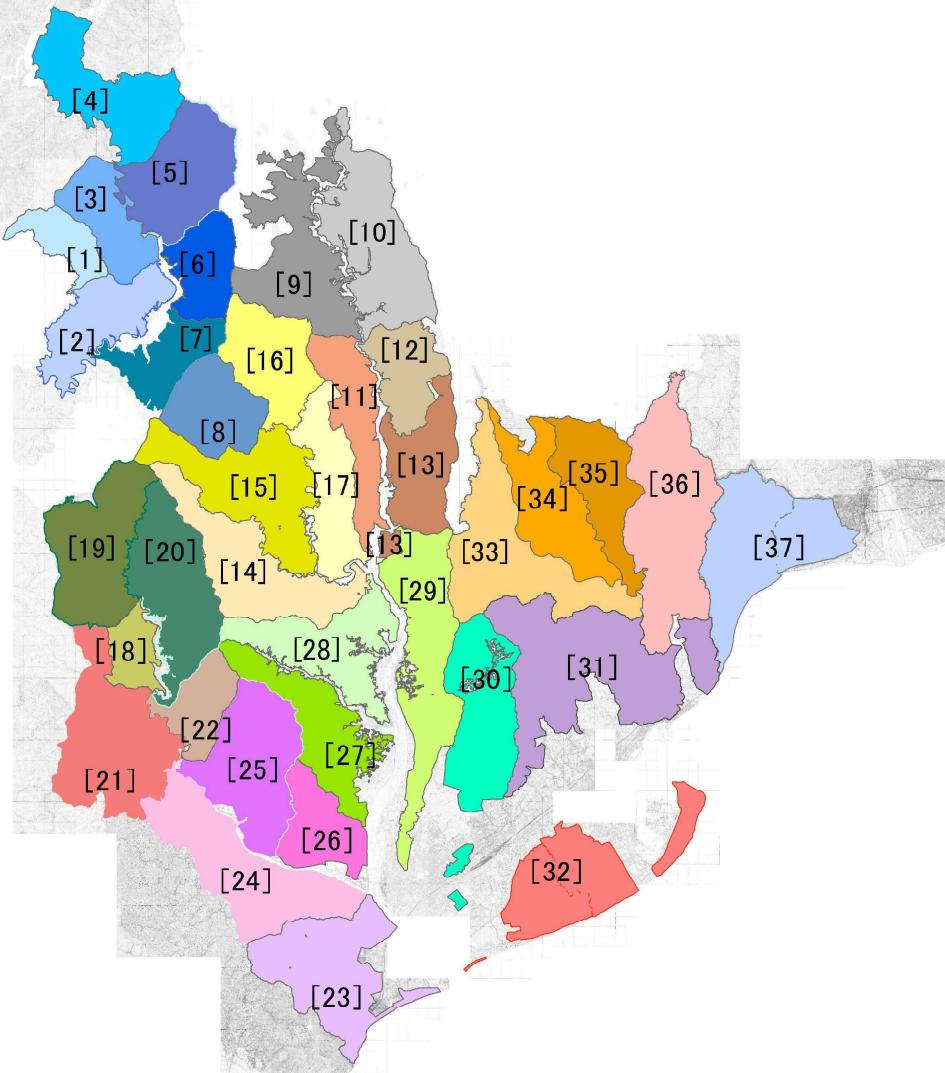
静岡市森林整備計画 経営図 (鳥獣害防止森林区域)



静岡市森林整備計画 経営図(一体整備相当区域)

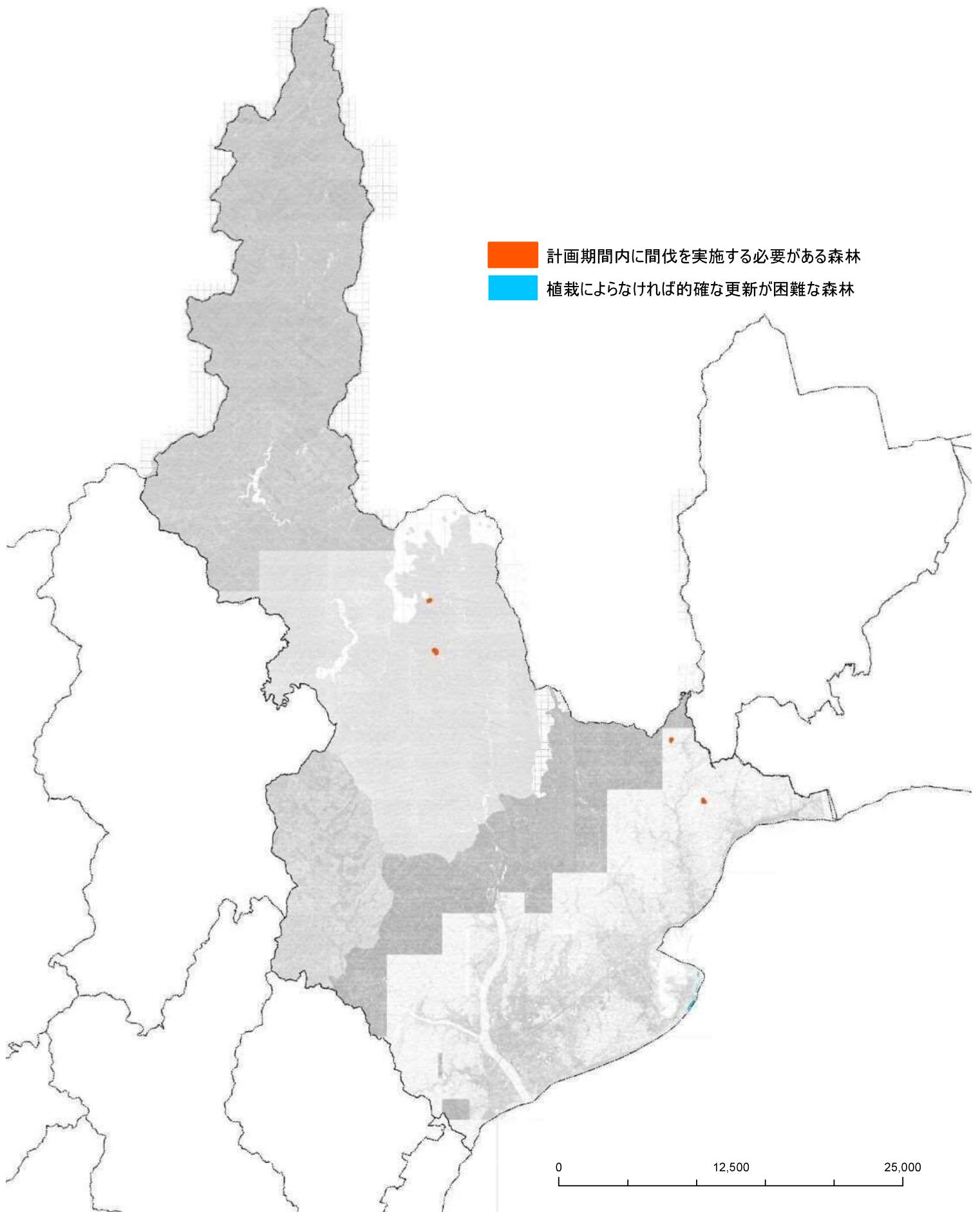
凡例

| | | | | |
|-----------|----------|---------|------------|----------|
| [1]井川北 | [9]梅ヶ島西 | [17]玉川東 | [25]藁科北 | [33]両河内西 |
| [2]井川中 | [10]梅ヶ島東 | [18]大川南 | [26]藁科東 | [34]両河内中 |
| [3]田代南 | [11]大河内西 | [19]大川西 | [27]足久保南 | [35]両河内東 |
| [4]田代北 | [12]大河内北 | [20]大川東 | [28]足久保北 | [36]小島 |
| [5]小河内 | [13]大河内南 | [21]清沢西 | [29]郷島・俵峰 | |
| [6]岩崎・上坂本 | [14]玉川南 | [22]清沢東 | [30]則沢・平山 | |
| [7]井川南 | [15]玉川西 | [23]丸子 | [31]清水南部 | |
| [8]口坂本 | [16]玉川北 | [24]藁科西 | [32]日本平・三保 | |

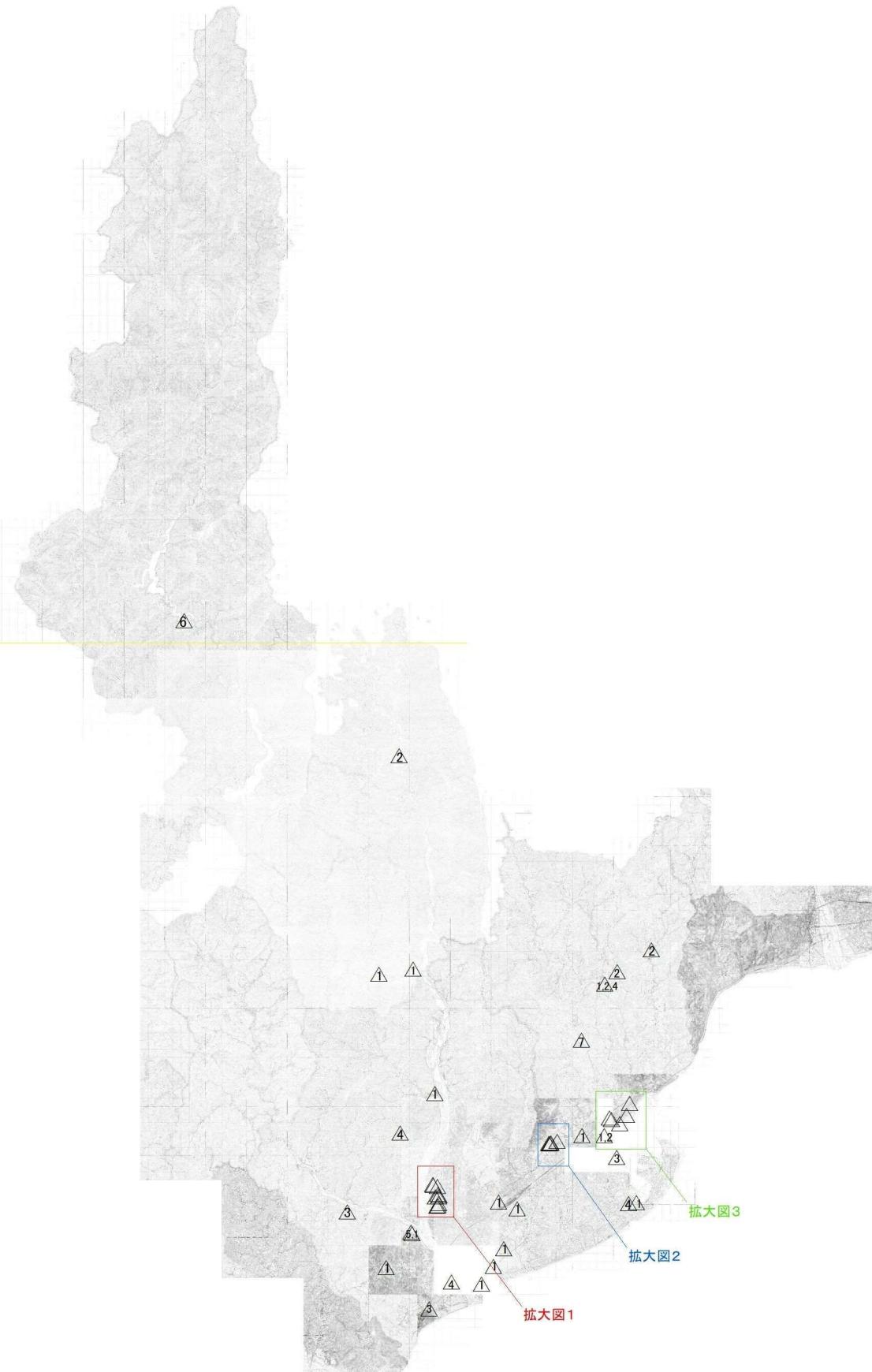


0 12,500 25,000

静岡市森林整備計画 制限図



静岡市森林整備計画 施設図 (林産物の利用の促進のために必要な施設)



0 12,500 25,000 メートル

林産物の利用の促進のために必要な施設(拡大図1)



林産物の利用の促進のために必要な施設(拡大図2)



林産物の利用の促進のために必要な施設(拡大図3)



静岡市森林整備計画 施設図(森林の総合利用施設)

凡例

- 1 竜爪山・市民の森
- 2 高山・市民の森
- 3 清水森林公园
- 4 大丸山市有林
- 5 ダイラボウ市有林



特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林

